

*South China - Asia Business Report*Vol. **58**
December
2016

華南・アジア

ビジネスレポート

*CONTENTS***Briefs & Editorial****Topics**

中国のドローン産業と日系参入のアプローチ	3
香港統括会社の現状と CTC への対応	8
～在香港日系統括会社調査より～	
華南における工場移転にかかる実務上の留意点	12

Regional Business

India インドの税制 [61]	
インド物品・サービス税 (GST) の最新動向	15
～そのインパクトと企業の対応～	
Indonesia	
インドネシア税務調査	19
Cambodia	
カンボジア税務調査の最新トレンドと対策	25
Taiwan	
台湾の法定休日	30
China 解説・中国ビジネス法務 第 24 回	
「外商投資企業に対する届出管理実施後の 関連登記登録業務の遂行に関する通知」の解説と 企業の留意点	32
Macro Economy	
アジア経済情報: ベトナム	36

Briefs

Topics

中国のドローン産業と日系参入のアプローチ

「空の産業革命」として注目を集めるドローン産業は近年、世界中でビジネス用途での利用が広まってきた。中でも中国は世界の民用ドローン市場シェアの 70%以上を占める大手ドローンメーカーを生み出すなど、急速に成長・発展しており、2015 年は中国のドローン元年とも言われる。この飛躍的成長を支えたのは、技術の研究開発のみならず、国策による後押しや企業間における戦略的提携だと言えよう。中国の民用ドローン市場における成長の背景、そして日系企業参入のヒントを、3つのキーワードとともに解説する。

香港統括会社の現状と CTC への対応～在香港日系統括会社調査より～

海外事業戦略のカギを握り、商流をコントロールする統括会社を呼び込もうと、アジア各国が優遇措置を講じて誘致を図る中、香港政府も 2016 年、金融統括会社に向けた税優遇策(CTC)を導入し、いよいよ統括拠点の積極誘致に向け動き出した。中国と ASEAN の中間に位置する香港にはこれまで、多くの企業が東アジア地域の統括拠点を設置してきたが、これら在香港日系統括企業、また香港拠点のさらなる活用を模索する日系企業にとって、当該制度はどう受け取られているのか。ここでは、今年9月に実施した在香港日系統括会社へのヒアリング調査結果を中心に、香港における統括会社の動向と CTC への対応を探った。

華南における工場移転にかかる実務上の留意点

都市化が進む中国・華南地域では近年、工場地帯と商業・居住区が隣接・混在する風景がそこかしこで見られるようになった。かつて「世界の工場」と呼ばれた深圳市は一大商業都市へと生まれ変わり、これに伴う都市計画の変更などを受け、工場の賃貸契約期間を短縮されたり、立ち退きを迫られるケースが頻発している。数百人規模の従業員、また大量の生産設備を抱えた工場の移転ともなれば、新たな工場の確保、当局への申請、ラインの移転等々も含め、綿密な準備と計画が不可欠なのはいうまでもない。深圳市を例に、工場移転に際しての実務上の留意点について紹介する。

Regional Business

[India] インドの税制 [61] インド物品・サービス税 (GST)の最新動向～そのインパクトと企業の対応～

インドにおける物品・サービス税(GST)にあたっては、今年9月の憲法改正を経て、17 年1月には GST 法案が成立するとともに、GST 導入時の最大のポイントと言われる GSTN(GST ネットワーク)が公開される見込みである。GST の導入により、税務、財務はもちろん、IT システム、サプライチェーン、マーケティング、購買と広く企業運営全般への影響が想定される。企業が GST を効率的かつ効果的に導入するためのタイ

ムラインとポイントを説明する。

[Indonesia] インドネシア税務調査

インドネシアにおける税務調査のトリガーには、大別して、任意に税務調査が行われるような場合、もう一つは、税金の還付申請をした場合の2つの状況があると考えられる。還付申請をトリガーとする税務調査が多い背景とともに、税務調査の流れ、指摘を受けやすい事項、および異議申し立てと税務裁判など、実務全般について解説する。

[Cambodia] カンボジアの税務調査の最新トレンドと対策

カンボジアでは、赤字であっても売上の1%は納税する制度となっているため、税務調査では常に売上隠しを疑われることや、給与税・源泉税の対象となるような費目は適正な金額の支出を求められるといった特徴がある。税務署員の力量不足など発展途上ではあるものの、税務調査が行われても、それまで適正な申告納付を行っていれば追徴課税がなかった事例がみられるなどの改善の兆しもみられる。足もとの税務調査の傾向とその対策について、具体例を交えて説明する。

[Taiwan] 台湾の法定休日

台湾では先ごろ改正された労働基準法の影響により、法定休日が削除されるか、それとも現状のまま残存するのかが企業の関心を集めている。法定休日が残存した場合、労働時間の確保が厳しくなり、経営にも大きな影響が出ると考えらる。ここでは、いったんは削除されながら、復活した「7日間の法定休日」の動向と、企業が注意すべき点について取り上げる。

[China] 解説・中国ビジネス法務 [24] 「外商投資企業に対する届出管理実施後の関連登記登録業務の遂行に関する通知」の解説と企業の留意点

今年 10 月から外商投資企業の設立および変更に関して、参入特別管理措置の対象となる場合を除き、事前審査認可制度から事後届出制度へ変更されたこ

とを受け、さまざまな管理規則・手続きが影響を受けている。ここでは、自由貿易試験区での取り扱いも含めた、参入特別管理措置の取り扱い、および、「外商投資企業に対する届出管理実施後の関連登記登録業務の遂行に関する通知」の主な内容について紹介する。今般改正にかかる実際の運用はまだ不明瞭な部分も残っているが、中国において外商投資企業を設立したり、所定の変更事項が発生したりする場合には、参入特別管理措置に該当するか否かを十分に確認されたい。また該当しない場合も、従前使われてきた外商投資企業の合併契約、定款等の関連条項を本改正に沿って調整または修正する必要性につき検討されたい。

Macro Economy

アジア経済情報：ベトナム

16 年2Q の実質GDP成長率は前年比+5.6%と、前期（同+5.5%）から小幅な加速にとどまった。個人消費と輸出が弱含み、政府が同年の目標とする+6.7%を大きく下回る状況が続いた。16 年後半の景気は、緩やかに持ち直すともみている。対内直接投資の認可額は高水準が続いており、こうした投資が実行に移ることで、設備投資は堅調に推移するだろう。また、投資の進捗に伴う生産能力拡大は、輸出を下支えするとみられる。17 年の成長率は、小幅に加速するとみられる。もともと、米国の緩やかな利上げによりドン安圧力が徐々に高まるとみられ、金融緩和の拡大は見込みにくい。以上から、17 年の成長率は+6.0%と予測される。

Editorial

英国の Brexit、米国ではトランプ氏の大統領選勝利と、大方の予想を覆すビッグイベントが続いた 2016 年。足もとの為替市場では、トランプ次期米大統領の経済政策を見越してドルが高騰する半面、新興国通貨が急落し、一部では利上げや市場介入による「通貨防衛」に乗り出しました。

世界経済の見通しが不透明な中、日本企業の中国・アジア戦略においては、中国の自動車産業の行方、ASEAN ではタイ国王崩御後の政情、TPP に代わる広域 FTA の展望などが注目されています。2017 年以降の事業戦略の方向性をどう定めていくか、企業は難しい選択を迫られることになりそうです。



中国のドローン産業と 日系参入のアプローチ

モニカ・エン みずほ銀行 香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザー課

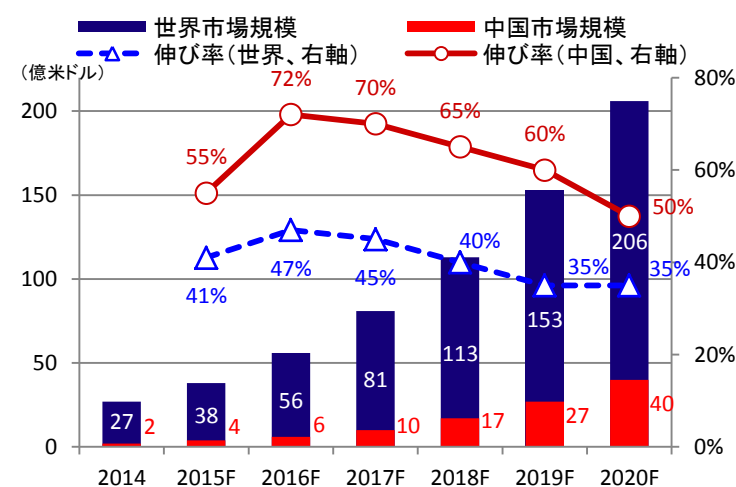
ドローン産業は近年、「空の産業革命」として注目を集め、世界中でビジネス用途での利用が広がってきている。中でも中国は世界の民用ドローン市場シェアの 70%以上を占める大手ドローンメーカーを生み出すなど、急速に成長・発展している。2015 年は中国のドローン元年と言われるが、この飛躍的成長を支えたのは、技術の研究開発のみならず、国策による後押しや企業間における戦略的提携だと言えよう。本稿では、中国の民用ドローン市場における成長の背景を紹介し、日系企業参入のヒントを探りたい。

ドローン市場の成長

軍事利用目的から始まった中国でのドローン運用は、1990 年代から民用化に向けた研究が本格的に始まったことで、ローエンド・ドローンが出現した。2007 年には、民間企業が民用領域に進出したのを機に、企業の参入が増加し、近年は将来的な経済効果を見据え、ドローンを安全に飛ばし、産業利用につなげようとする官民挙げての取り組みが活発化している。

図表 1 は中国における民間ドローン市場の規模を表しており、15 年時点で 3.73 億米ドル(23.3 億元)規模となっている。14 年から 20 年にかけての年平均成長率は 61.5%と、世界市場を上回る急速な成長が予想され、20 年時点では 40.4 億米ドル(261 億元)と、世界市場のおよそ 1/5 を占めると見込まれている。ドローンの利用が期待される

【図表 1】民用ドローン市場規模と前年比伸び率



(資料: 中国産業網)

産業としては、空撮、農林、治安、電力のほか、物流、医療、インフラ管理などの分野での利用も模索中という¹。

中国におけるドローン関連の研究開発動向を知り、知的財産権取得の状況から見ると、2000 年代後半以

¹ iResearch 『2016 年中国无人机行业研究报告简版』

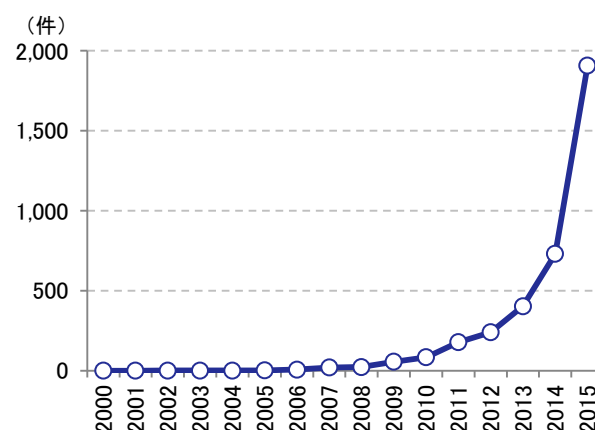
降に申請件数が急増し、10年には84件、5年後の15年には1,908件へと飛躍的に増加していることが分かる(図表2)。特許の種類としては発明と実用新案がその大部分を占めており、ビジネス用途を見越した研究開発が戦略的に進められているといえよう²。

中国ドローン業界の規範化

中国におけるドローン産業の急成長は、政府の後押し無くして成し遂げられないものでもある。この点、中国政府は15年5月に公布した『中国製造2025』(国発[2015]28号)³において、航空・宇宙設備産業を次世代情報技術やハイエンド設備、新材料、バイオ医薬などとともに戦略的な重点分野と位置づけ、ドローン産業の成長推進を明記している。また、『2016年全国標準化作業要点』(国家標準委員会弁公室公布、[2016]7号)⁴においても、航空・宇宙設備業界の規範化を戦略的に推進することを「規範化への戦略行動」の実践手段の一つとしている。こうした国の政策方針を受け、ドローン産業の業界基準や、管理部門および法の整備が着々と行われている。

具体的には、まず中国民航局が13年までに、ドローンの操縦免許に関する規定を公布し、16年に改定⁵。重量7kg超のドローン操縦に免許取得を義務付けた。操縦免許は無人マルチコプター、無人ヘリコプター、無人固定翼機の三種類に分けられ、それぞれ操縦員、機長、教官の3分類の試験が設け

【図表2】中国のドローン関連特許取得件数



(資料: 專利信息服务平台)

られている。

次に、ドローン飛行の安全性を確保すべく、昨年末に『軽小型無人機運行規定(試行)』⁶が公布された。諸外国と比べ、目視範囲外での飛行や住宅密集地での飛行を可能とするなど、飛行範囲が比較的広く定められているのが特徴で(次頁図表3)、これはクラウドデータを用いての報告や操縦免許を義務付けたためと言える。一方で、耐空証明⁷や保険購入を義務付けていないため、安全性の確保が次なる課題と言えよう。

ドローン企業動向にかかる3つのキーワード

さて、急速に成長する中国ドローン企業の動向をみるにあたり、3つのキーワードが挙げられる。珠江デルタ、戦略的パートナーシップ、そして外資の導入だ。

² 伊藤亜聖 『深圳国際ドローン展覧会(2016)視察報告書』

³ 国务院 『中国製造 2025』(国发[2015]28号)

⁴ 国家标准委员会 『2016 年全国标准化工作要点』([2016]7号)

⁵ 中国民用航空局飛行標準司 『民用無人機駕駛員管理暫行規定』

⁶ 中国民用航空局飛行標準司 『輕小無人機運行規定(試行)』

⁷ 航空機の安全性について、機体の構造・強度および飛行性能が基準に適合しているという監督機関発行の証明。

【図表3】各国のドローン運用規則

	中国	日本	米国	フランス
監督機関	中国民用航空局	国土交通省	米連邦航空局	エコロジー・持続的成長・エネルギー省
運用規則の制定年	2015.12.29 以降	2015.12.10 改正	2016 年以降	2012 年
重量	機体重量 116kg 以下、離陸重量 150kg 以下	2kg以上	25kg 以下	2kg 以下 / 2 ~ 25kg / 25 ~ 150kg/150kg 以上
操縦免許	要	不要	要(17 歳以上)	要
耐空証明	不要	不要	不要	25kg 以下は不要
運用許可	不要	不要	要	要
最高高度	150m	150m	150m	150m
禁止区域	政治、軍事、経済区域上空、航空関係地	空港周辺など、航空機の航空の安全に影響を及ぼすおそれがある空域	空港周辺、ワシントン D.C 周辺	空港周辺、特別保護区域
人や家屋の密集地での飛行	クラウド報告システム導入機種、最低 30 秒/回のデータ送信が可能な場合のみ飛行可能	不可	原則禁止	重量 4kg 以下で、パラシュート等の安全装置を搭載している場合は飛行可能
目視範囲外での飛行	可(原則有人飛行機優先)	原則禁止(必要時申請)	原則禁止	無人地帯で、操縦者から水平方向 1km 以内、高度 50m 以下の場合は飛行可能
目視範囲内での飛行	昼間のみ飛行可能	昼間のみ飛行可能	昼間のみ飛行可能	昼間のみ飛行可能

(資料:各国監督機関資料に基づきみずほ銀行作成)

珠江デルタ

ここ数年の中国ドローン企業の顕著な動きの一つとして、珠江デルタ、特に広東省深圳市への集積が挙げられる。15年末時点で、本部を深圳市に置くドローン企業は 300 社以上に達し、全国の約 75% を占める⁸。世界のドローン市場における中国企業の存在感を鑑みれば、もはや深圳市は中国のみならず、世界の「ドローンの都」と言えるだろう。深圳

⁸ 新华网发展论坛「专家呼吁建立民用无人机操作安全标准」

市がドローン企業の集積地となった要因は、基盤となる技術を有する企業があったこと、すなわち既存資源の活用である。ドローン市場においては、演算処理や画像処理など、主にスマートフォン向けに開発されてきた技術が応用可能だ。この点、「世界の工場」と呼ばれた時代から電子部品製造に強い深圳であれば、ドローンに必要な不可欠なチップや加速センサー、GPS など小型の高性能センサーをはじめ、モーターや電池などが大量に安く調達可能である。また、制御ソフトなどの高度な開発技術や、金

属切削加工にかかる高い技術を有する中小企業が集積していることも原因の一つであろう。今では、スマートフォン関連企業の多くが、ドローンの部品生産に参入し、生き残りの術を見出そうとしている。スマートフォン大手 Xiaomi(小米科技)が Mi Drone を発売したのがその代表的な一例だ。他の Xiaomi 製品と同じく、自社の製造ではないものの、既存の調達ネットワークや開発資源を活用しようとする思惑が透けて見える。

戦略的パートナーシップ

また、技術革新のスピードを加速させた背景として、国や業界の垣根を越えた企業間の戦略的パートナーシップが実を結んでいることも大きい。例えば、世界のドローン市場の約 70%以上を占める深圳市のドローンメーカー、DJI は、他社との業務提携を積極的に進めている⁹。提携先はドイツ、日本、米国、欧州企業と幅広く、その内容もシステムの開発からサービス・プラットフォームの利用、動画の中継、販売、プロモーションまで多岐にわたる。同様の提携は中国以外の国・地域の企業間でも行われているが、上述の通り、これまで中国企業が加工貿易などで培ってきた世界各国企業とのネットワークと、これにより蓄積された技術力、また技術革新のスピードに対応し得るサプライチェーンが、ドローン関連企業間の技術提携を支え、うまくかみ合った好例と言えよう。

外資の導入

技術的提携のほか、外資との資本提携もドローン業界の各分野において活発化している。上海に本部を置く Yuneec は米 Intel から 6,000 万米ドルの

投資を受けた¹⁰。Intel から製品開発における技術面での協力を得ることで、自社製品に高い付加価値をつける方針だ。前出の DJI も米ベンチャーキャピタル Accel Partners から 7,500 万米ドルの投資を受け、共同開発を進める予定となっている。また、空撮ドローンを得意とする ZERO TECH は、米国通信技術および半導体開発大手 Qualcomm 傘下の投資部門、Qualcomm Ventures などの投資家より合計 1.5 億円の投資を受けた。ZERO TECH と Qualcomm は以前から、中国共産党系のニュースサイト、人民網と三者共同でドローンを利用したメディア報道を推進しており、今回の資本導入を機にメディア産業におけるドローン応用の可能性を広げる計画である¹¹。

日系参入のアプローチ

かかる動向を受け、日系企業参入アプローチのチャンスを探っていききたい。

ドローン企業が集中する広東省には多くの日系企業が製造拠点を設置しており、地理的に有利というだけでなく、新たなビジネスの方向性を見出すチャンスと言える。ドローン専門メディア DRONE II.COM の統計によると、2016 年第3四半期の世界民用ドローン企業トップ 20 のうち、中国企業は6社だが、いずれもプラットフォームの製造に重きを置いている¹²。従って、それ以外の部分、例えばドローンに搭載する部品をはじめとした高度な技術製品への需要が高いのは言うまでもない。広東省に製造拠点を置く日系企業にとっては、飛躍するドローン産業に対し既存事業をどのように転用できるかが、次なる事業展開の方向性を見出す重要なヒントに

⁹ DJI 大疆創新科技有限公司ウェブサイト

¹⁰ Intel Invests \$60 Million in Chinese Drone Maker Yuneec

¹¹ 零度智控完成 1.5 亿人民币的 B 轮融资

¹² TOP20 Drone Company Ranking Q3 2016

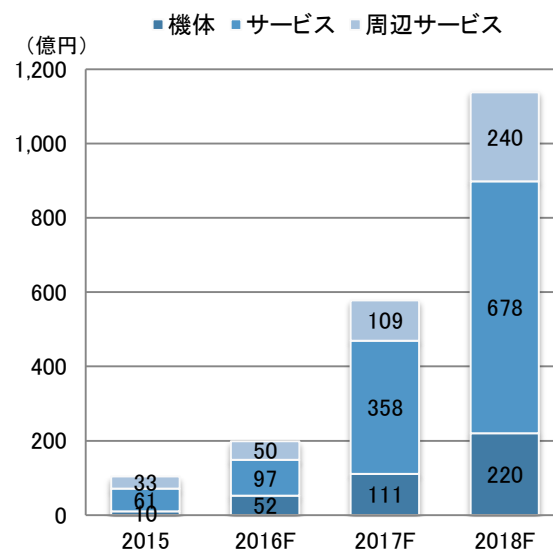
なるだろう。

更に、中国では機体そのものの開発や技術革新が重点的に進められているのに対し、日本ではドローンの運用サービスが国内市場の3分の2以上を占めるとされる(図表4)¹³。ドローンを利用した農薬散布や物流運送サービスの提供などがその代表例で、18年にはサービスと周辺サービス分野の割合が全体の80%近くまで増加する見込みだ。中国のハードウェアに日本のソフト・サービスを導入できれば、さらなる市場規模の拡大が期待されるだけに、特に農業や物流など、これから中国市場で成長が期待される分野においては、業務提携や資本提携等さまざまな手段を用い、日本ならではのノウハウとサービスを提供することでWin-Winの関係を構築し、戦略的パートナーシップに繋げていくことは十分に可能だろう。

終わりに

中国政府のドローン産業の後押しは本格的かつ戦略的なもので、大きなビジネスチャンスを生み出そうとしている。中国地場企業はこの好機を捕捉すべく、外資企業とのパートナーシップを検討し、M&Aによる技術やノウハウの内製化を急ピッチで進めている。日々加速を続けているドローン業界において日系企業が商機を逃さぬためには、従前以上にスピード感を持った戦略的参入を進めていくことが重要になろう。

【図表4】日本国内のドローンビジネス市場規模の予測



(資料: インプレス総合研究所『ドローンビジネス調査報告書 2016』)

¹³ インプレス総合研究所『ドローンビジネス調査報告書 2016』。機体市場は、業務用(固定翼及び回転翼)の完成品機体の国内での販売金額。軍用は含まない。サービス市場は、ドローンを活用した業務の提供企業の売上額。ただし、ソリューションの一部分でのみドローンが活用される場合は、その部分のみの売上を推計。周辺サービス市場は、バッテリー等の消耗品の販売額、定期メンテナンス費用、人材育成や任意保険の市場規模。



香港統括会社の現状と CTC への対応 ～在香港日系統括会社調査より～

瀬谷 千枝 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

海外事業が拡大していくとともに課題となるのが、海外ビジネスにかかる戦略立案や管理を何処で、どのように行っていくか、というものである。中国とASEANの中間に位置する香港にはこれまで、多くの企業が東アジア地域の統括拠点を設置してきたが、香港政府も2016年、金融統括会社に向けた税優遇策（以下、CTC）を導入し、いよいよ統括拠点の積極誘致に向け動き出している。香港に統括拠点を置く日系企業にとって、また香港拠点のさらなる活用を模索する日系企業にとって、当該制度はどう受け取られているのか。ここでは、今年9月に実施した在香港日系統括会社へのヒアリング調査結果を中心に、香港における統括会社の動向と CTC への対応を探った。

優遇税制導入で巻き返しを図る香港

東アジア地域における統括拠点設置地域としてシンガポールと人気を二分してきた香港であるが、10年ほど前から、中国経済の発展・成長を受け中国国内ビジネスを海外事業の柱とする企業が上海に統括機能を移す動きとともに、中国と海外を結ぶゲートウェーとしての役割が揺らぎ始めた。さらに、リーマンショック等を機に、ASEAN市場を目指す進出が急増。ASEAN加盟国の一つで、インドにも近く、ビジネス・インフラが整ったシンガポールの利便性の高さから、香港はじりじりと“アジアの統括拠点”としての優位性を後退させていた。

そこで香港政府が注目したのが、中国政府による「走出去」政策の下、海外事業の拡大を図るため香港にグローバル事業本部を置く大手中資系企業である。かねて、香港内ではシンガポールに比べ統括会社に対する税優遇制度がないことが、国際ビ

ジネス・ハブとしての香港の競争力の低下を招いているとの指摘があったこともあり、ついに今年度から、CTC (Corporate Treasury Centre＝金融統括会社) にかかる優遇税制を導入することを決定した。

CTCは、中国やASEANの統括拠点として競ってきたシンガポールの同様制度、FTC (Finance and Treasury Centre) に倣い、一定の条件を満たす金融サービス活動による収益にかかる法人税について8.25%の軽減税率を適用するものである。シンガポールの制度に比べ、当局の許認可が不要で適用期限などもないため、申請のハードルは低いといえるが、当局が金融統括機能によるものと認め得る収益（以下、適格収益）でなければ優遇税率は享受できない。また、金融統括企業と認められるには、金融統括事業を専門に行う独立した企業であるか、あるいは、適格収益・資産が利益および資産全体の75%を占めなければならない、というハードルが設けられている。

一方、香港政府の動きを受け、シンガポール政府も、16年3月で終了としていた FTC を延長するとともに、優遇税率を従前の 10% から 8% へと香港より低く抑えるなど、内容も拡充した。タイやマレーシアも 15 年末の AEC (ASEAN 共同体) 創設を前に、それぞれ地域統括会社に対する優遇制度を打ち出している。統括会社を通じてアジアにおけるヒト・モノ・カネの活発な動きを取り込み、自国の競争力向上を目指す、各国・地域間の競争に拍車がかかっていると言えるだろう。

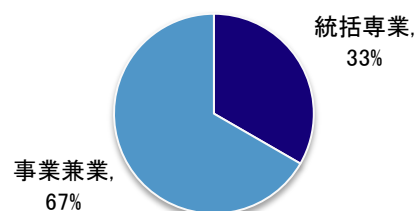
中国からアジアへと拡大する香港の統括機能

それでは、香港の統括会社は現時点で、どのような機能を持っているのだろうか。

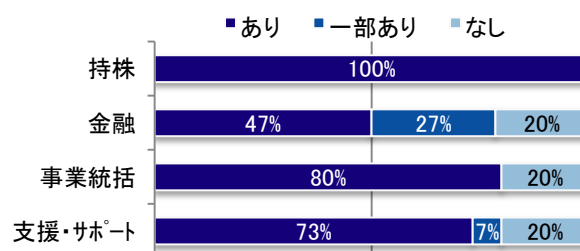
弊行が今年9月に実施した統括業務を行う在香港日系企業へのヒアリングでは、約3割が統括を事業のメインとする「統括専業型」、残る7割は実業を伴いつつグループ会社の統括機能も担う「事業兼業型」の統括会社で、製造・非製造業で差異は見られなかった(図表1)。シンガポールで今春実施した同様調査では、「統括専業型」「事業兼業型」に加え、金融機能等に特化した「機能分割型」も加えた3つの形態がほぼ 1/3 ずつだったのに比べると、香港はより、実際のビジネスと統括業務を併呑・両立している統括会社が多いといえる。

これら香港の統括会社をタイプ別にみると、すべての会社が傘下に子会社を有する持株会社で、日本のタックスヘイブン対策税制を念頭に置いた組織・体制作りを行っていた。このほか、約8割が金融、事業統括およびグループ会社に対する支援・

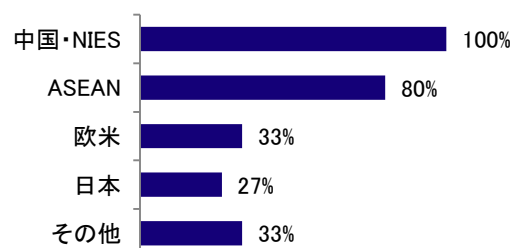
【図表1】香港統括会社の統括形態



【図表2】香港統括会社のタイプ



【図表3】香港統括会社の管轄エリア



(資料)みずほ銀行香港営業第一部、国際戦略情報部による在香港日系統括会社へのヒアリング調査(2016年8~9月、香港域内の日系統括会社15社に実施)より。以下同。

サポートなど、高付加価値機能を統括会社に集中させる傾向が強いこと明らかになった(図表2)。

香港統括会社が管轄するエリアについては、すべての企業が中国および NIES を、8割の企業が ASEAN をカバーしている。ASEAN およびインドを主な管轄エリアとしているシンガポールの統括会社と比べ、中国ビジネスとの関連性が強く、香港を基点としてグレーターチャイナおよび ASEAN 地域を統括している実態が判明したほか、弊行が 14 年に実施した同様のヒアリング調査時に比べ、欧米や日本も管轄するグローバル統括を行っているとする企業が増加して約3割に上った(図表3)。

金融機能の本格活用・拡充はこれから

香港の統括会社が有する機能を細かくみると、経理・財務や経営戦略、M&Aを含む投資、さらにはグループ企業を管理するガバナンスについて権限を有するケースが多い(図表4)。また、製造業の事業兼業型統括企業では、中国との加工貿易をビジネスの基盤としてきた経緯および実業を反映し、商流、物流にかかる統括機能を幅広く有している傾向も見られた。

さらに、金融機能について絞って詳細を聞いたところ、主に行っているのは親子ローンをはじめとしたグループファイナンスやリインボイスで、人民元も含めた為替リスク管理も多かった。統括を専門としている企業も含め、商流を通しつつ、これら金融機能を有することで統括機能を果たしていることが裏付けられた半面、非製造業の事業兼業型統括企業については一部の金融機能を有するのみにとどまっており、統括会社としての高度な金融機能の活用については道半ば、とも言える。このため、全体の半数が今後も金融機能を強化していくことを展望していた。

高い CTC のハードル

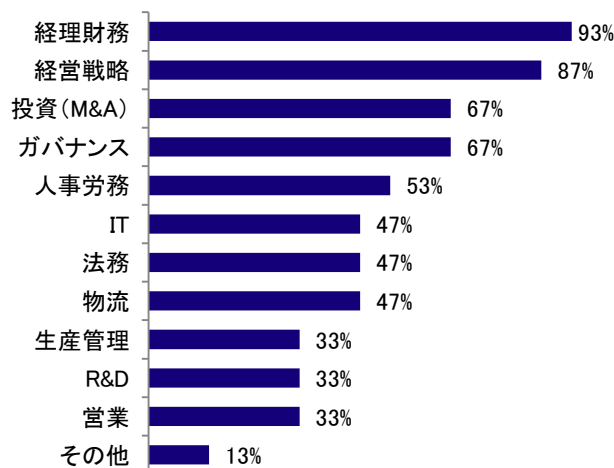
ここで注目されるのは、CTCという税優遇制度が導入され、ヒアリングの対象となったすべての統括会社が適用の可能性を検討しながらも、結果的に申請を断念していたことである(図表5)¹。

¹ 実際には、今回のヒアリング対象外としたものの、在香港日系企業1社が CTC の適用を受ける見込みである。ただし当該ケースについては、「金融事業を行う独立した法人」として新規設立し、CTC 優遇税制享受にかかる適用条件をクリアしているため、実際に統

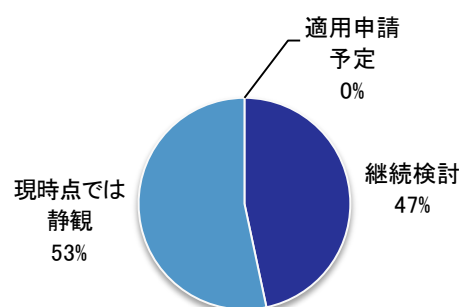
そして、香港の統括会社が CTC 適用を見送っている理由は、多くの統括会社が実業を兼業しているため、金融機能に特化した統括会社を対象とする適用要件のクリアが難しいことにほかならない。将来的な CTC 適用見通しについても、「適用条件のクリアは難しいが継続して検討していく」とした企業と、「現時点では静観する」と回答した企業がそれぞれ約5割と拮抗。企業からは、「減税対象となる収益等の要件が厳しく、魅力が少ない」、「組織・機能の再編をしてまでの減税メリットを感じない」等、消極的な意見も複数聞かれた。

こうした香港統括企業の傾向は、シンガポールの統括会社が統括機能の分割などにより積極的に優遇取得を目指す動きとは一線を画している。背景には、実業ありき、の香港に比べ、シンガポール

【図表4】香港統括会社の有する機能



【図表5】CTC 適用申請の見通しと展望

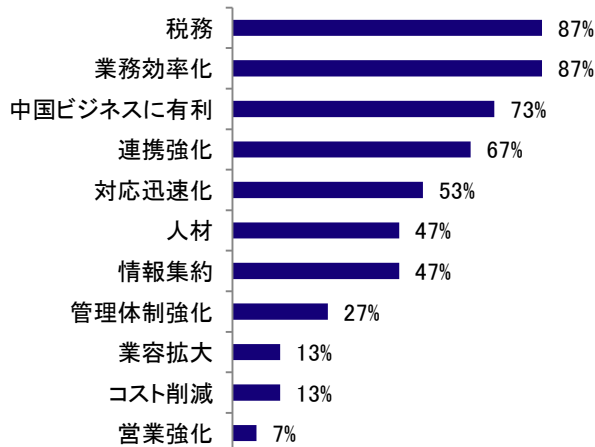


ではグループ企業の管理を目的として設立される統括会社が比較的多いこと、また金融統括をはじめ各種統括機能を有する企業に対するさまざまな優遇制度が90年代から導入され、改訂も適宜行われるなど、運用面でも既に定着していることなどが考えられる。シンガポールの統括会社においても、いったんは優遇が適用されたものの、更新時になって条件が満たせなかったり、費用対効果を勘案して適用更新を断念したケースもあるようだが、統括会社に対する優遇という面ではシンガポールが何歩も香港をリードしているということになる。

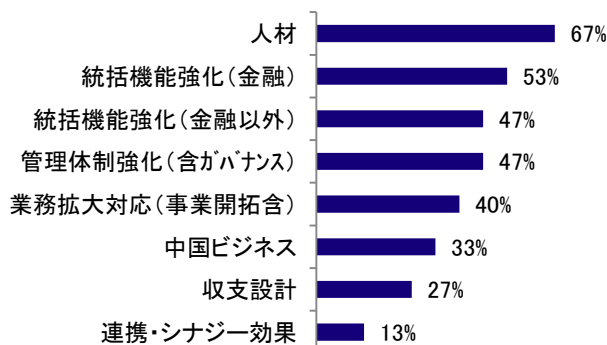
香港統括のメリット

さて、シンガポールのような優遇制度がない中で、香港の統括会社がメリットを感じる点を聞いたところ、

【図表6】香港統括会社のメリット



【図表7】足もとの検討課題



ろ、業種・形態を問わず、「税務」や「業務効率化」、「中国ビジネスに有利な点」などが上位に挙げた（図表6）。他方、今後の課題では、「人材」がトップ。「人材」については、ローカルスタッフの優秀さなどを理由に約半数の企業がメリットとしても挙げているが、転職・離職率の高さがネックとなっているようだ。さらに、「統括機能の強化」を挙げる企業も半数に達しており、統括会社としてどのような機能・役割を果たしていくか、各社とも試行錯誤中といえそう（図表7）。

おわりに

日系企業の海外事業は近年、ますます加速・拡大し、海外統括機能の強化や日本の本部機能・部門の海外移転、グループ全体の再編など、海外統

括にかかる取り組みも多様化している。本稿で取り上げた在香港日系統括企業の動向はその一端に過ぎないが、金融統括機能一つとってもこれから、ということから分かるとおり、統括会社にどのような機能を持たせ、如何に効率的・効果的に運用していくかは、各社共通の課題であろう。そうした中で、香港やシンガポールのような税優遇制度の活用は、税務メリットはもちろん、運用の最適化という面においても、大きなアドバンテージとなる可能性がある。統括会社の活用に向けた試みは、まだ始まったばかりである。



華南における工場移転にかかる 実務上の留意点

ジェシー・ダン みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

中国・華南地域では近年、都市化の進展とともに工場地帯と商業・居住区が隣接・混在する風景がそこかしこで見られるようになった。かつて「世界の工場」と呼ばれた深圳市は一大商業都市へと生まれ変わり、これに伴う都市計画の変更などを受け、工場の賃貸契約期間を短縮されたり、立ち退きを迫られるケースが頻発している。数百人規模の従業員、また大量の生産設備を抱えた工場の移転ともなれば、当局への申請、ラインの移転等々も含め、綿密な準備と計画が不可欠なのはいうまでもない。本稿では深圳市を例に、工場移転に際しての実務上の留意点について紹介する。

『都市化』急ぐ深圳市

深圳市では今年6月、「深圳市実施東進戦略行動方案（2016—2020 年）」にかかる通知¹を発表し、市西部に商業・経済活動の心臓部が偏っている状況を、交通などのインフラ整備により東部に広げていく「東進戦略」の加速を唱えた。同市では10年ほど前から、都市の再開発に向けた数百にのぼるプロジェクトを立ち上げ、都心部にある古い工場群の郊外移転を進めている²が、年を追うごとにこの動きは加速。基幹インフラとなる線路や道路が通過する場所、あるいは住居、ビジネス地域へと生まれ変わらせるため、移転に追い込まれる工場のケースが続発している。実際に、以前であれば工場の賃貸契約期間は5年程度が一般的であったが、最近では1～3年に短縮されている

ほか、期間すら決まらず、大家より突然、立ち退き勧告が出され、数カ月以内に出ていくように求められたというケースもあるようだ。

移転にかかる留意点

(1) 従業員と経済補償金

さて、工場の移転計画を立案するにあたり、真っ先に検討しなければならないのは移転先だが、工場の土地や建物以外にも、移転に付随するさまざまな確認・手続きを同時進行で進めていかなければならない。

特に問題となりやすいのは、従業員への補償、すなわち経済補償金が発生するか否かである。現従業員をいったん解雇し、再雇用する場合に経済補償金の支払いが発生するほか、継続雇用しても場合によっては支払い義務が発生するリスクがある。

¹ 深圳市実施東進戦略行動方案(2016-2020 年)

² 本誌第34号「深圳市の都市再開発に伴う企業の移転」を参照されたい。

ここでポイントとなるのが、移転に伴って「労働条件の変化」が発生するかどうかで、一般に、移転先が異なる行政地域である場合、労働条件が変化するため、経済補償金が発生する。例えば、深圳市の「福田区」から「羅湖区」に移転する場合、同じ行政地域内であるため経済補償金は発生しないと考えられるが、東莞市に移転する場合は行政地域を跨ぐため「労働条件の変化」が発生する可能性が高く、事前に弁護士や当局によく確認しておくことが重要である。

一方、同じ行政地域内での移転の場合でも、従前の福利厚生に変化が生じる等の理由で従業員の同意が得られず、労働条件が変化すると主張された場合、経済補償金の支払い義務が発生する可能性がある。例えば、これまでは工場内に食堂があったが、新工場団地では食堂を設けられないといった場合、食事手当てを調整する等しなければ、福利厚生の悪化として労働条件の変更、低下を主張されるリスクがある(図表)。

さらに、やむを得ず現工場から遠方に移転する場合、従業員が継続雇用可能なのか、不可能な

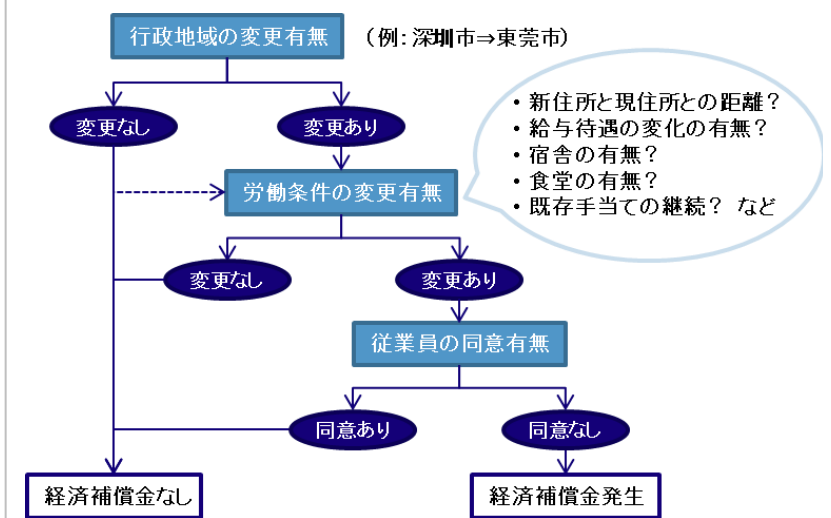
場合には新たな従業員の確保は可能か、よく検討する必要がある。また従業員にとって経済補償金は極めてデリケートな問題であり、場合によっては労使問題に発展するリスクもあるため、移転を決定した場合はいつ、どのような形で従業員に知らせるのかなどについても注意すべきであろう。

(2)移転方法の選択

従業員の問題とともに重要なのは、移転方法の選択である。同じ広東省内での移転の場合、最も簡便な方法は「住所変更」の申請である。ただし、同じ省内でも、例えば深圳市から東莞市など他の市へ移転する場合、管轄の税関、税務局が異なるため、現管轄当局での登記抹消後に、移転先管轄当局での登記を行うことになり、審査などで1～2カ月の生産停止期間が生じる。これを回避したい場合、移転先の東莞市で新工場を設立し、一定期間の間は2つの工場を並存させたうえで、旧工場を閉鎖する、という2段階の手続きをとることとなる。つまり、住所変更という方法を選ぶと、生産を一時停止しなければならないが、

手続きそのものは比較的少なく済む。一方で、移転先で新工場を設立する方法では、生産停止期間が生じない代わりに、新工場設立にかかる資本金や、並存期間中の操業に必要となる設備・資産の投入、さらには旧工場の閉鎖など、相応のコストが発生し、移転完了までの期間も長期化する。どちらの方法がよいかは、工場の運営状況や、メリット、デメリットを比較

【図表】



した上で、慎重な判断が求められよう。

なお、保税加工工場の場合、税関登録住所は一つしか許可されないため、移転に際し旧工場・新工場の併行稼働を行う場合は税関にて「保税加工併行稼働」を申請しなければならない。併行稼働の税関猶予期間は通常2カ月程度で、その間に進料加工生産ラインの移転をすべて完了させる必要がある。移転終了後は、税関による新工場の検査も行われるため、詳細は各税関に確認が必要だろう。

(3)環境問題への対応

もうひとつ忘れてはならないのは、環境の問題である。今や環境問題は中国全土で保護意識が高まっており、汚染に対する当局の審査はますます厳しくなり、新たな規制も次々と設けられている。危険品が関連する生産工程などはもちろんのこと、今までは問題がなかった生産工程であっても、新たな移転先では予め環境局の承認を得なければできなかったり、そもそも認められないといったケースは少なくない。実際の移転にあたっては、製造機能に移す前に、新工場の二次消防検査、環境評価、ISO・QMS等の諸資格、危険品取扱関連資格などの申請が必要になるため、移転検討の際には必ず、事前に環境局や消防局に確認することをお勧めする。

おわりに

移転に当たっては上述のほかにも、各政府機関に対して漏れなく変更登記等を申請しなければならないだけでなく、銀行や事務関連の各契約に関連した変更も必須である。こうした手続きや、移転に向けた準備は時間がかかるだけでなく、これ

を怠ったことでスムーズに進まず、生産事業自体に大きな影響を及ぼし、不必要なコストがかかってしまう恐れもある。突然の移転命令により事業戦略に大きな影響を与えることがないよう、都市開発計画の動向を注視するとともに、いざ、工場移転となった場合には、入念な事前確認をお勧めする。



【India】インドの税制 第 61 回

インド物品・サービス税(GST)の 最新動向 ～そのインパクトと企業の対応～

合田 潤 KPMG インド チェンナイ事務所

1. インド GST の最新動向

(1) 導入状況

インドにおける物品・サービス税 (Goods and Services Tax) の導入は、大きく分けて下記の3つの項目から構成される。

- ① 憲法改正案
- ② GST 法案
- ③ GSNT(GST ネットワーク:IT システム)

このうち憲法改正案については、2016 年8月の上院、下院の通過、9月1日の Odisha 州の批准により過半数の州の承認を取得し、同月8日の大統領署名をもって成立した。GST 法案については、既に16年6月にモデル GST 法案が公開されていたが、その確定度合いは 60%～70%といわれていた。憲法改正案の成立により、GST 法案の成立に向け、GST 評議会 (GST Council) が組成され、同年9月22日、23日に第1回の会合が開催された。16年12月中には GST 法案が提出され、遅くとも 17 年1月には国会承認を経て成立すると見込まれている。また、GST 導入時の最大のポイントと言われている GSTN (GST ネットワーク) については、ソフトウエ

ア・ハードウェアの導入を経て、17 年1月に公開が予定されている。

(2) 税率

GST 法案の中でも、最大の懸案事項となっていた税率については、5%、12%、18%、28%の4段階と0%で確定した。税率については、既存の製品、サービスの間接税の実効税率との差が大きくならないよう考慮し、複数税率となっている。具体的な品目の詳細については、最終の GST 法を待たなければならないが、5%は軽減税率で、食用油、香辛料、ティー、コーヒーなどの生活必需品、12%、18%は標準税率で、それぞれ、コンピューターや加工食品などに 12%が、石鹼、髭剃りなどに 18%が適用される見込みである。28%は割増税率で、現行税制下において高税率が適用されているような白物家電、自動車等に適用される見込みである。さらに、SUV などのぜいたく品、たばこや炭酸飲料などの嗜好品については、追加課税される見込みである。食用穀物などの一般消費者向け製品の 50%程度には、0%が適用される。サービスにかかる GST 税率は未定であるが、標準税率が 18%、現行税制下で軽減税率が適用されている場合は 12%の軽減税率が適用されることが見込まれている。

2. GST の影響

GST の導入による影響は、GST が間接税の簡素化を目的とする税制改革であることから、税務、財務への影響があるのは当然であるが、その影響は IT システム、サプライチェーン、マーケティング、購買と広く企業運営全般にわたる。GST 導入と導入のための企業の対応を通じて、企業運営の効率化が図られることが見込まれている(図表1)。

(1) 税務、財務会計

GST 導入時には、税務クレジット拡大による間接税コストの低下により、企業の利益は良化する一方で、売上は低下する可能性がある。また、課税のトリガーとなる「Supply」は、有償での販売やサービス提供だけでなく、無償販売や、自社内での移動を含む広い概念となっている。生産地課税から消費地課税になることで、課税の発生する場所や、課税のタイミングにも変化が起きる。

このことは、キャッシュフローにも大きな影響を与えるため、影響を分析したうえで、資金調達方法の検討や、運転資本の増強を検討する必要がある。

(2) IT システム

IT システムは、GSTN へ対応する必要がある。そのため、GST 制度に対応したプログラムの書き換えを行い、GST 制度化で求められる書式、登録へ対応をする必要がある。また、GST 導入によるビジネスプロセスの変更に対応し、顧客や仕入先、価格など各種マスターデータの更新をし、GST 内での債権・債務の調整を行い、各取引の結果としてのクレジットバランスの確定や未払い税金の算出を行う必要がある。

【図表1】GST 導入による企業運営への影響



(3) サプライチェーン

サプライチェーンは、GST の影響が多いと言われる分野である。GST 導入である程度の利益は自然と享受することが可能であるが、大きなメリットを得るためには、最適サプライチェーンを時間をかけて構築する必要がある、早期の検討開始が必要となる。

- ① 倉庫の合理化: 適正な倉庫数および物流ネットワークを検討し、また、マザー倉庫およびサテライト倉庫の設置場所を選定する。
- ② 地理的な影響の検討: 地理的な効率性を考慮し、有効な倉庫の活用をする。
- ③ 在庫の適正化: 最適な倉庫戦略に基づき、既存在庫の圧縮・適正化を実施する。
- ④ ロジスティックス: 倉庫集約に応じたロジスティックスの最適化を検討する。具体的には、最適な物流会社の利用や、個別配送から集約配送への転換等の物流方法の再検討が必要になる。

(4) マーケティング、調達

MRP や調達先との合理的な価格交渉を通じて、永続的なコスト削減が可能な一方、初期の対応が遅れると、継続的に不利な条件を継続せざるを得ないことも想定される。

3. 企業の対応

企業が GST を効率的かつ効果的に進めるためには、全社を巻き込んだ取り組みが必要である。

重要なのは、税務・財務部門のみならず、IT、販売、購買などのメンバーが参加し、社内プロジェクトチームを構築することである。インド国内で全社を巻き込んだ取り組みを行うだけでなく、日本の本社を巻き込む必要がある場合もある。例えば、IT システムの開発・管理を本社が行っている場合などである。

また、GST の導入のためのスケジュールも重要である。現状、17 年4月1日からの施行が予定されていることから、17 年3月末までに完了させる必要がある。完了できない場合には、GST 導入のメリットを活かせず機会損失となるだけでなく、特に GST

コンプライアンスに対応できず、税務上のデメリットを被る恐れもある(図表2)。

(1) Phase1: 影響度分析・移行準備

GST 法の確定前に、現状の分析と、売上、仕入取引を中心とした影響度の分析、財務戦略、販売戦略、人事戦略、倉庫・物流計画、IT の影響分析を行い、それに基づいた移行計画のドラフトを作成する。

(2) Phase2: 分析結果の妥当性確認、計画の精緻化、最適化

GST 法の確定後に、Phase1 にかかる仮設の検証と必要に応じた修正を行い、移行計画を確定させる。比較的ビジネスが簡素な場合や、GST の影響が少ない業界、GST 確定前に影響度調査等を実施していない場合には、Phase1 と Phase2 を合わせて実施することになる。

(3) Phase3: GST 導入のサポート

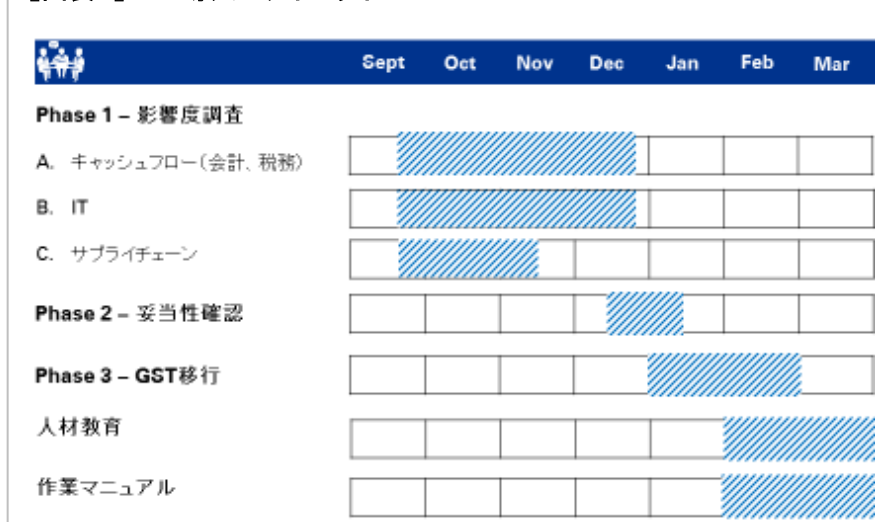
GST 移行計画に基づき、関連部門の導入のサポートを行うことになる。GST 導入のコンプライアンス順守のための人材を配置し、業務手順書を作成し、従業員教育のための説明会を開催する。顧客や仕入先等の利害関係者へ説明資料を作成し、事前の対応や交渉を行うことも重要である。

業員教育のための説明会を開催する。顧客や仕入先等の利害関係者へ説明資料を作成し、事前の対応や交渉を行うことも重要である。

(4) GST 法施行後の対応

GST 法施行後においては、当初多くの運用上の問題が起ることが想定される。そのためのフォロー体制を構築す

【図表2】GST 導入のタイムライン



ることが導入プロジェクトの最終作業となる。ヘルプデスクを開設し、運用上のサポートをし、また、GST 監査等への対応に備えた書類等の整備を行う。

4. まとめ

GST の導入プロジェクトをこれからスタートする企業もあるかと思う。そのような場合には、GST の導入にあたって IT システムの入れ替えが必要になるかどうかを検討されたい。企業の取引規模が大きく、高度に IT に依拠している場合には、IT システムの入れ替えが必要な場合がある。そのようなことが想定される場合には、選定から導入まで最低2～3カ月は必要となるため、今すぐ検討を始めてほしい。IT システムの入れ替えまでは必要ないとみられる場合には、このタイミングであれば GST 法の確定まで待つのも一つの方法である。しかし、その場合には遅れを取り戻すための猛ダッシュが必要なことを覚悟しておく必要がある。

GST の導入にあたって優先順位を決める場合には、GST コンプライアンスや GSTN への対応のための IT システムが最優先である。そのあとに、キャッシュフローを含む税務・財務会計上の金額的な影響を分析し、その結果に沿って、マーケティング、購買における価格決定・交渉を行っていくことになる。サプライチェーンについては、GST 導入後の対応も可能ではあるので、GST 下での環境を活かした、取引先も含めた最適化への取り組みが必要となる。

合田 潤 (ごうだ じゅん)

KPMG インド
(チェンナイ)
アソシエイトディレクター
公認会計士、中小企業診断士



1997年に中央監査法人、2007年にあずさ監査法人入所。主に法定監査にて製造業、商社、小売業を担当。他に、株式上場支援、中小企業総合事業団新規事業貸付審査員、内部統制構築のアドバイザー業務、デューデリジェンス等。

「インドの投資・会計・税務ガイドブック 3版」等の執筆多数。また、JETRO、産業経理協会ほかのセミナー講師を担当。

2016年7月より、KPMG インドチェンナイ事務所にて、インドで活躍する日系企業を全力でサポートしている。



【Indonesia】

インドネシア税務調査

子田 俊之 PT FAIR CONSULTING INDONESIA

インドネシア国家予算と税収目標

インドネシア政府の2016年修正予算では、歳入として1,786.2兆ルピアを見込んでおり、そのうち、税収により賄われる金額は1,539.2兆ルピア(歳入の86.2%)となっています。また、予算とは別にインドネシア政府は税収目標を税務当局に対して課しており、税務当局はこの税収目標を元に活動を行っています。16年の税収目標は1,360兆ルピアであるとされていますが、公表されている16年6月時点の税収実績は521.3兆ルピアに留まります。この税収目標は15年、14年にはそれぞれ目標額が1,294兆ルピア、1,072兆ルピアであったのに対し、税収実績はそれぞれ1,055兆ルピア、985兆ルピアに留まっています。16年予算に占める税収予算の重要性、およびそれを達成するためのインドネシア政府の姿勢が見えてくるようです。インドネシア政府も租税特赦法(タックスアムネスティー)などの新たな手法で、国内税収を底上げしようとしているようですが、租税目標

を達成するために、税務調査を通した追徴課税あるいは還付申請の削減が行われているとも言われています。当レポートでは、インドネシアでの税務調査の実務について、解説を行います。

税務調査のトリガー

国税一般通則法13条1項に、課税年度終了後5年以内の期間については、租税総局長が税務調査を行った上で、追加の課税を行うことができると記載されています。このことから、インドネシアでの税務時効は5年であり、過去5年の中で税務調査が行われていない年度については、いつでも税務調査が実施される可能性があります。税務調査が行われるケースは、大別して2つの状況があると考えられ、一つは任意に税務調査が行われるような場合、もう一つは、税金の還付申請をした場合です(図表1)。以下、具体的な税務調査のトリガーになる事象を記載します。

【図表1】税務調査のトリガー

トリガー事象	時期
任意調査	
会計期間の変更	税務署への会計期間変更申請後
税務裁判	税務裁判が行われている機関
税務番号抹消	税務番号抹消申請時
その他任意の時期	税務上の損失が複数年続いているような場合
還付請求	
前払法人税	各年の法人所得税申告時
付加価値税	各年12月の付加価値税申告時

税務調査はさまざまな事象に付随して行われ、例えば、会社が会計期間の変更を行うような場合には、当該会計期間の変更により発生する短縮会計年度について、税務監査が行われる旨が規定されています(税務総局長通達 SE 14/PJ.313/1991)。これは会計期間の変更が税金削減を意図していないことを確認するためとされている。

ます。また、税務番号の抹消を行った場合に、過去の納税が適切に完了しているかを確認する目的で税務調査が行われます。税務調査が終わらなければ税務番号の抹消は許可されません。会社あるいは駐在員事務所等の税務番号抹消は、いわゆる撤退/閉鎖の一環で行われる手続きであり、頻繁に発生するものではありません。しかし、駐在員については帰任の際に、個人の納税番号抹消手続きが必要になります。企業によっては、駐在員帰任時、あるいは退職時に税務番号の抹消を行っていないケースがあり、注意が必要です。実務上は、納税番号抹消申請後、税務調査が行われることになります。

還付申請をトリガーとして行われる税務調査は、上記のような任意の税務調査に比べ、より頻繁に行われます。一度国庫へ入ってしまったお金を取り戻すというのが還付申請になりますが、目標達成が背景にあるのか、予算の問題があるのか、税務当局の還付申請に対する姿勢は厳しいものがあります。納税者にすれば、還付は当然の権利ですが、税務当局との間で多くの問題が発生しており、税務裁判等の係争に発展することの多い税務調査になります。

前払法人税および付加価値税

還付申請をトリガーとする税務調査が多い背景にはもうひとつ、還付のポジションになりやすいインドネシアの税制の構造があると考えられます。以下、この税制の構造を解説します。

還付申請が行われる税目として、前払法人税および付加価値税があります。前払法人税は PPh22、PPh23、PPh25 という税目（PPh は Pajak Penghasilan-所得税の短縮になります）で発生し、

それぞれインドネシア所得税法 22 条、23 条、25 条で規定される税目になります。PPh22 とは輸入時の前払法人税で、物品の輸入価格に対して輸入者に 2.5% が課されるものです（ただし、輸入者が API-U や API-P というインドネシア輸入ライセンスを保有していない場合には 7.5% が課されます）。PPh23 とは、国内サービス業者にかかる源泉税で、インドネシア国内で行われるサービスについて、サービスを受けた者がサービス対価の 2% を源泉納付するものです。PPh23 は国内における配当・金利・ロイヤリティー・褒賞金の支払いもその対象となっており、これらの項目については 15% が源泉税率となっています。当該課税の対象となるサービスは以下の通り、財務省令 141/PMK.03/2015 にて規定されており、非常に広範にわたります。国内で行われるサービスについてはほぼすべてにかかるものと捉えて差し支えないものと考えます。

PPh23 国内サービス税の対象業務

評価、保険計理、決算記帳代行、法律サービス、建築サービス、都市計画、デザイン、恒久的施設以外で行われる掘削サービス、ガスサポートサービス、鉱業サービス、運輸、航空サポートサービス、伐採、廃棄物処理、労働者派遣、代理店、証券取引所以外での証券サービス、カストディアンサービス、ダビング、映像ミキシング、映画広告、コンピュータ関連保守・修理、ウェブサイト作成、インターネットプロバイダ、データ処理・配信、機械、設備の据え付け、輸送機器メンテナンス、請負サービス、セキュリティサービス、イベント企画、イベント会場提供、除虫、清掃、タンク吸引、プール保守、ケータリング、フォーディング、ロジスティックス、書類配送、梱包、荷積み・荷降し、テスト・試験（教育機関によるものを除

く)、駐車場管理、土壌検査、土地整備、種苗、プランテーション保守、刈取り、植林、装飾、印刷・出版、翻訳、遊覧、港湾サービス、パイプ輸送、デイケア、教育訓練、ATM 現金搬送、証明業務、調査、検査、地熱発電および石油・ガスのサポート、鉱業サポート、空輸、空港に対するサポート

財務省令 141/PMK.03/2015

最後に PPh25 は、所得税の予納になります。前年度の法人所得税申告額の 12 分の1を確定申告の次月から納付を行うものです。例えば、12月決算会社の場合、翌年4月に確定申告を行った場合、翌年5月より予納が始まります。また、分割納付は翌年の確定申告まで引き続き行われますので、次年度4月末に確定申告をする場合には、その次年度の4月まで予定納付が継続することになります。この PPh25 は個人所得税についても同様の扱いとなっています。インドネシア国内での給与以外に所得を有する個人については、全世界所得に対する納付を年次確定申告で行います。そして、確定申告後に確定申告額より、国内給与に相当する個人所得税を控除した金額の 12 分の1を予納開始する必要があります。インドネシア国外より給与を受けている駐在員の方は注意が必要になります。個人所得税の確定申告は暦年の次年度3月までが期限になりますので、一般的に次年度4月より予定納付が始まることとなります。

上記のように複数種類の前払法人税、あるいは前払個人所得税がありますが、前払税が確定税額を上回るような場合には、税金の過払いになりますので、還付請求を行うこととなります。前払法人税および前払個人所得税は各年単位の処理になりますので、次年度以降の前払いとして繰り越すことは

できません。還付請求を行わない(過払い額を捨てる)ことも申告方法によって許容されます。還付請求を行う場合には法人、個人に関わらず税務調査が行われます。

法人について考えると、インドネシアの法人所得税は小規模企業を除き 25%となっていますので、PPh22 に関しては、輸入品原価に対して、利益率 10% ($2.5\% \div 25\%$) を確保すること、PPh23 に関しては、サービス売上に対して利益率8%を確保しなければ、税額が前払法人税を上回ることはありません。PPh25 の予納額もありますので、上記利益率を相当程度上回る利益をあげられる企業でないと、還付を避ける、つまり税務調査を回避できないこととなります。しがたって、輸入事業、サービス事業は税還付になりやすい業種であると言えます。また、業種に限らず、事業が縮小している企業は前年よりも納税額が少なくなります。PPh25 の予定納税があるため、還付ポジションになる可能性が高いと言えるでしょう。それ以外にも為替リスクを大きく抱えている会社は、インドネシアルピアの変動により、利益が大きく変動する体質にあります。このような企業で、為替変動により大きな利益が出しまったような場合に、翌年はそれほどまでの利益が見込めないことから、税務還付および税務調査に備えなければならないこととなります。

付加価値税についても還付が行われる場合があります。付加価値税は売上に対して付加価値税を加算した金額を取引先より受け取り、仕入れについては付加価値税を加算した金額を仕入先に支払います。この受け取った付加価値税と支払った付加価値税を相殺した差額につき、毎月税務納付を行います。税務としては日本の消費税とあまり変わる

ことはありません。仕入先に支払う付加価値税が多くなる場合には過払いの状況になりますが、過払額は支払済み付加価値税として翌月の申告の相殺対象として繰り越せます。繰越期間に制限はないのですが、過払額が多額になるような場合、年次の付加価値税申告時に還付請求を行うことができます。このような過払いの状況は、輸出企業および創業初期の製造業に多く発生します。輸出企業は仕入側取引について付加価値税を支払わなければならないのに対して、輸出売上には付加価値税が課せられないため、恒常的に過払いの状態が発生します。創業初期の製造業は、土地、建物、設備等の当初投資に大きな付加価値税を支払うのに対して、売上側での付加価値税は少ない状態になります。創業初期は資金計画もひっ迫することから、資金手当てとして付加価値税の還付を見込む会社も多く見られます。インドネシアでは日本と異なり、土地取引にも付加価値税が課せられることには注

意が必要です。

税務調査の流れ

一般的な還付申請の場合の税務調査の流れを図表2に示します。インドネシア国税通則法 17B 条には、租税総局長は過払いに関する還付請求を受けた場合には 12 カ月以内に税務調査の上、金額の確定(更正決定通知の発行)を行わなければならないとされています。インドネシアの税務調査は一般的に非常に時間が掛かるものとされていますが、税法においては税務署側に 12 カ月の期間上限を課しています。実務上も、当該 12 カ月以内の金額確定は適切に守られていると考えられます。

税務調査において重要となるのは③の税務調査期間になります。インドネシアの税務調査は日本とは異なり、会社へ赴いての調査はほぼ行われません。すべての調査作業は税務署内で行われ、期間も長期化する傾向があり、また、提出資料の検証も十分に行われていないかのような画一的な否認がなされることが多くあります。④指摘事項通知書が発行されると、その内容を覆すことは非常に難しく、⑦更正決定通知までそのまま進むことになります。税務調査期間に税務署に赴き、税務調査官の事業の理解を促すことと、要求資料の依頼をできる限り早く得ること、また、税務署をプッシュし、完了段階の準備に十分な余裕を持たせる事も重要になります。これは、税務調査官が上記する 12 カ月以内の完了という規制に縛られており、期限の直近になって理不尽なスケジュールで税務調査を終わらせようとすることもあるためです。

税務調査においては、できる限りの反論の機会を活用する事も重要です。納税者は⑥最終審査会が行われた後に QA(Quality Assurance)を地方国

【図表2】税務調査の流れ

①法人税申告または付加価値税申告
↓ 還付申請申告 ↓ 調査開始まで約 3 カ月～6 カ月
②税務調査開始通知書(SP3)
↓ 税務調査依頼資料リストの受領、7 日以内の対応要請
③税務調査期間(約 3 カ月～6 カ月)
↓ 複数回の資料請求 ↓ 税務署に赴いての議論
④指摘事項通知書(SPHP)
↓ 7 営業日以内、3 営業日の延長可能
⑤反論書の提出
↓ 1 営業日～5 営業日
⑥最終審査会、Director の出席要請
↓ 1 カ月程度
⑦更正決定通知(SKPKB-追徴 or SKPLB-還付)
↓ 1 カ月程度
⑧還付口座の通知、過払い税金入金

税局(各税務署を管轄する組織)に提出することが可能です。税務署の結論の水準が低く、明らかな税法の適用ミスがあるような事項について、QA にて税務調査結果が覆されることもあるようです。

税務調査での指摘事項

移転価格課税がインドネシアでは最も税務調査において注目されている論点であると考えられます。移転価格の更正は金額が多額になることから、税務署側もあまり労せず多額の追徴、還付金の削減ができるというのが背景にあるように思いますが、一方で、移転価格の議論をするための会社側の準備、移転価格文書化の対応ができていないということも更正をしやすくする要素になっていると考えられます。ロイヤリティーの支払いも移転価格課税に含まれる論点ではあります。こちらも多くの企業で指摘に上がってくる事象で、一部、あるいは全額の損金否認が行われています。ただし否認の理論としては移転価格の理論に基づくものというよりは、無形資産の実態に注目したものが多く、特許、商標登録等がない場合には即時否認といったことも行

われています。

その他、旧来から税務更生が行われる項目としては、個人使用の携帯代、車代の半額損金不算入、固定資産の償却期間延長による減価償却費の更正、販促費用の否認、旅費交通費(特に海外渡航費)の否認等があります。これらの項目は財務データを参照しながら細かく調査、指摘されることが多く、会計帳簿に費用の用途を適切に記載しておくことや、費用化の裏付けとなる証憑類をそろえておくことが重要になると考えます。

異議申し立ておよび税務裁判

更正決定通知が発行された後の救済措置として、税務裁判があります(図表3)。裁判というと難しいもののように捉えられますが、実際には多くの企業が税務裁判への持ち込みを行っており、税務裁判所は連日多くの企業の審議が行われているような状態です。裁判に持っていられる税務調査事例が多いということは、インドネシアの税務調査は、争点が明確に合意できないままに完了してしまっているという証左であると思います。

ただし、税務裁判へ持ち込むことができる事案は限りがあり、税務調査結果をもってすぐに税務裁判へ進むことはできません。更正決定通知については税務裁判へ持ち込む前に必ず異議申し立ての手続きを踏む必要があります。異議申し立ては更正決定通知書日付後3カ月以内に提出することが求められます。更正決定通知に対して不服である事項につき、税法に基づいた理論を基に、書面によって提出する必要があります。異議申し立ての手続きは12カ月以内に確定させることが定められており、異議申し立ての確定書が出た段階で、税務

【図表3】異議申し立て及び税務裁判

①税務調査更正決定通知
↓ 3 カ月以内
②異議申し立て
↓ 12 カ月以内
③異議申し立て確定書
↓ 3 カ月以内
④税務裁判
↓ 複数回の審議、1 年～2 年 ↓ 判決後 3 カ月以内
⑤最高裁判所への上告

裁判に対して当該確定書の内容を持ち込むこととなります。

異議申し立てが行われていない事案は税務裁判に進むことはできず、また、異議申し立ての論点がその後の税務裁判の審議内容となることから、異議申し立ての手続きは余裕をもって、十分に議論を重ねた上で開始する必要があると考えます。

税務裁判以降の手続きは事案によって期間は異なり、およそ2年程度で判決が出されることが多いようです。およそ月1回程度、会社および税務署を招聘し、審議が行われます。税務裁判結果の上告は1度のみ認められており、最高裁判所にて、税務裁判の判決についての審議が行われることとなります。

異議申し立てを行った結果、異議申し立てが却下される形で確定する場合、異議を申し立てた金額の50%が追加課徴金として課されることとなります。ただし、当該50%の課徴金は税務裁判に進む場合は課されません。税務裁判へ進み最終的な判決で異議が却下された場合、判決で確定した金額の100%が課徴金として課されることとなります。そのため、税務調査の更正決定通知の不払額をすべて税務裁判に持ち込み、最終的に税務裁判で全面敗訴した場合は、当初の不払額の200%を払わなければならないこととなります。

終わりに

インドネシアの税務は不透明性が高く、また、何を行うにも時間ばかりかかるという印象があるかもしれません。筆者の経験でも、未だに不当な課税が行われるケースを目にすることも多いというのが現状です。一方で上記のように、税法に従った税務

調査が行われていることもあり、年々税務署の主張の合理性も上がってきていると考えます。他方、税務調査時に問題になるのは、納税者(会社)側に十分なデータが揃っていないことです。還付申請の時点になり、初めてデータの準備を始めるような会社もみられます。日々の会計記帳、証憑の保管管理について、税務調査の論点を取り込み、準備ができていれば、税務調査を恐れることはありません。税務調査、あるいは還付申請の対象金額は中小規模の企業でも各年で数百万円単位となることもあります。ぜひ一度インドネシア法人の税務の状況を確認し、税務調査に対する体制準備を進めていただければと考えます。



子田 俊之
(こた としゆき)

日本国公認会計士

PT Fair Consulting INDONESIA

システムコンサルティング会社にて約5年間、複数の基幹業務システム導入プロジェクトに従事。公認会計士試験に合格後は、あらた監査法人の金融部にて多くの外資系大手金融機関に会計監査及び内部統制監査を実施。監査法人在任中には米国ブライスウォーターハウスパーパスに赴任し、米国での業務経験を得る。現在、システム及び会計に関する知識と経験を活かし、インドネシアにおいて、クライアントの視点に立った幅広いサービスを提供している。



【Cambodia】

カンボジア税務調査の 最新トレンドと対策

本庄谷 由紀 I-GLOCAL CO., LTD.

1. はじめに

カンボジアの税務調査といえば、これまでは残念ながら、税務調査を担当する税務署員の知識不足や独断、理不尽な追徴課税、不正の横行、というような印象を持たれることが多かったのではないのでしょうか。一部にそのような対応が見られることがあるのも事実ではありますが、最近では改善に向けたさまざまな変化の途上といったところです。例として、税務署員採用時に、試験による選抜および採用後研修を以前よりも強化していること、税務調査の追徴課税に応じたインセンティブ制度導入が行われたことなどによる不正の減少があります。また税務調査が行われても、それまで適正な申告納付を行っていれば追徴課税がない事例が出始めていることが挙げられます。事業を行っている限り必ずやってくる税務調査について、流動的な部分はありますが、現状のトレンドとその対策について、具体例を交えてご説明します。

2. カンボジアの税制

カンボジアにおける主要な税金は下記のとおりです。

a. 法人税 (Tax on Profit)

日本の法人税に該当するもので、最低税制度を採用しているため、売上等の収益の1%と課税所

得の20%のどちらか多いほうが当該年度の税額となります。売上の1%は毎月申告納税が必要であること、そのため赤字であっても法人所得税が発生することには留意いただく必要があります。年次決算後に確定申告を行い、最終的な税額が確定します。

b. 付加価値税 (Value-Added Tax)

日本の消費税に該当するもので、土地取引を除く国内取引全般に課税されます。一般的な税率は10%です。カンボジアではインボイス方式を採用しており、必要事項のカンボジア語表記は必須で、条件として他の併記された外国語よりも大きく表示することなどが求められています。

c. 源泉税 (Withholding Tax)

サービス対価全般に課される税金です。個人からサービスの提供を受け、対価を支払う場合15%、賃貸サービスの対価の場合10%、非居住者からサービスを受けた場合や、外国への借入利息・配当送金の場合は14%が課されます。名称のとおり源泉徴収すべきもののため、自社で負担してしまうと損金不算入費用とされることにご注意ください。

d. 給与税 (Tax on Salary)

日本の所得税に該当するものですが、カンボジ

アには給与所得者である個人が申告納税する制度がなく、給与税として給与支給者が源泉徴収を行い納税することとされています。給与税は、居住者の場合、全世界所得を対象に 20%を上限とする累進税率、非居住者の場合はカンボジア源泉所得を対象に 20%の税率が適用されます。月次申告で完結し、確定申告などはありません。

e. 付加給付税 (Fringe Benefit Tax)

給与以外の諸手当を対象とした税で、一律 20%を源泉徴収すると規定されています。従来はこの税金の対象が幅広く、一方で地域別・業種別に免税対象や範囲が定められていました。2016 年 10 月に、この付加給付税の対象について新たに経済財政省令が発行され、事前届出を行った企業は、省令で定められた諸手当に対する給与税も付加給付税も課税されないことになりました。実務上は今後の対応となりますが、こちらも企業側には利点が大きいため注目されています。

f. その他

上記以外にも、事業(パテント)税、固定資産税、自動車税、輸入関税、資産譲渡税、印紙税、特定商品サービス税などがあります。

3. 税務調査の種類と実際の流れ

◇税務調査の種類

税務調査は一般的に表 1 の頻度で行われることが多いですが、それ以外にも、税務支局の管轄が変わる移転の場合、付加価値税(VAT)還付申告を行う場合、会社を閉鎖する場合などには必要となるため、企業側から税務調査を依頼することもあります。それ以外でも、例えば企業買収等にあたり税金債務を確定したいなどの理由で税務調査を依頼する事例もあります。一般的な税務調査には表 1 の 3 種類があります。

◇税務調査の実際の流れ

国によっては、税務調査に対象企業以外が対応することを当局側が嫌い、あくまで企業側のスタッフが前面に出て対応せざるを得ない場合もありますが、カンボジアでは、税務代行者として委任状を提出の上で、日本で顧問税理士が対応するのと同様に税務コンサルタントや会計事務所スタッフが窓口として対応する事例が多くあります。

いずれの税務調査でも、まず、税務調査開始通知書が発行され、企業に届けられます。通知書には対象となる期間・税目・必要資料と受渡日が記載されています。限定調査や包括調査の場合は、受

渡場所に会社を指定され、税務担当官が視察に来る場合があります。机上調査の場合などは、基本的には指定された書類を税務当局(以下、「当局」)に提出するだけで足りることも多く、い

【表1】税務調査の種類

種類	一般的な頻度	調査完了後の 調査期間への遡及	立入調査
机上調査 (Desk Audit)	1～2 年に 1 度	あり	なし
限定調査 (Limited Audit)	1～2 年に 1 度	あり	あり
包括調査 (Comprehensive Audit)	2～3 年に 1 度	なし	あり

ずれの場合も最初から詳細な質問や指摘が行われるケースはほとんどありません。また、受渡日についても若干の変更であれば交渉可能です。

続いて、当局側で提出書類の検証が行われます。検証の結果、多くの場合は資料の追加提出や内容確認を求められることになります。書類提出から検証後の反応があるまで、早ければ1~2カ月程度のことがある一方で、場合によっては1年経過しても連絡がなく、企業側から督促しても待機するよう指示があるだけということもあります。

通常は数回の質疑応答や資料追加依頼への対応を行ってから、追徴税額が決定されます。追徴税額の決定書を正式に発行する前に、当局側で準備した草案を提示され、その情報に基づき交渉を行うことが一般的です。決定書が発行されてから不服がある場合は、発行後 30 日以内に抗弁書の提出を行うことが出来、その回答にも不服であれば裁判所に提訴することができると規定されています。ただし、実務面での運用がまだ確立されているとは言えないため、草案の段階で理論武装の上、交渉に臨むことが重要です。

◇罰金

追徴税額に加算される延滞税と罰金は、延滞税率が月利2%(年利 24%)と非常に高率となっています。罰金は追徴税額の 10%、25%、40%の3段階あると定められていますが、税務調査の場合には通常 40%が適用されます。

◇問題点と今後の方向性

税務調査に関連して問題となっている点のひとつは、時間がかかりすぎる点です。上述のように1

年以上かかる場合もあるため、例えば机上調査や限定調査に時間がかかりすぎて、完了前に包括調査の開始が決定されてしまうことがときどきあります。企業は何度も同じ資料を準備したり、同じ説明を繰り返したりしなければならなくなるため問題視されていました。

これについては 16 年 10 月に行われた日本カンボジア官民合同会議(カンボジア側はカンボジア開発協議会事務局長を議長とし、関連省庁の閣僚が出席。日本側は日本国大使を議長とし、大使館、日本人商工会、JICA、JETRO が出席)でも取り上げられました。当局の説明では、現状ではすべての企業を厳しく調査せざるを得ないため1件1件の調査に時間がかかってしまっているが、今後の税務調査については、

- (1) 監査法人による監査を受けている企業に限定した簡素化
- (2) 当局内で企業をグレード別に区分し、優良と認定した企業に対する簡素化

などの進め方を検討している段階とのことでした。

4. 税務調査の指摘事例

ここで、税務調査時に指摘されやすい点につき、次頁表2に簡単にまとめます。

これらに加えて、最近では以下のような事例があります。

◇給与税関連

従業員不在の法人において、非居住代表者のみなし給与設定の上で追徴課税の草案が発行されたものの、当該みなし給与が実際の代表者の全世界

【表2】税務調査時に指摘されやすい点

指摘事項	対策
書類保管不備	帳票類保管義務は 10 年。申告書控や契約書紛失により、税金再納付やみなし課税を招きかねない点に注意。
出張費・交際費の付加給付税	必要経費ではなく手当とみなされ、付加給付税の対象とされがち。社内書類や出張許可申請書の整備を。
給与税	カンボジア法人・支店で従業員ゼロ状態は認められない。そのため設立直後からの従業員を雇用、駐在員の現地給与支給を決定しなければ、当局よりみなし給与設定の上、課税されてしまう。
固定資産	除却や滅失の事実を示す証憑が揃わない場合、資産売却とみなされ売上税・VAT が課税される。事前届出を行って当局の指示に従う必要があるが、少なくとも社内決裁資料や契約書・インボイスを整備しておくべき。
インボイスの連番	インボイス番号は年度ごとの連番で管理しなければならない。

所得よりも高額だったために、実際の支給給与の証憑を提示した上で追徴税額引き下げに成功した事例があります。また、従業員不在であっても他の企業や個人に事務委託を行って委託報酬が発生しており、当該費用を適正に申告していれば、状況説明を容認される事例が増えています。

また、パートタイム労働者などで労働契約もなく従業員登録を行っていない場合、給与税の適用は認められず、個人からサービス供与を受けたとして、より税率の高い源泉税の適用が求められたという事例があります。

◇源泉税関連

カンボジアでは、サブリース物件やバーチャルオフィスを本社所在地とすることが可能です。ただし、賃貸契約書が整備され、カンボジア代表者による署名がなされていること、必ず適正な賃料が発生しており、賃料支払いおよび源泉税の納付が行われていることが条件となります。取引先の好意などに甘えて無償または市場価格より廉価で拠点を設けると、税務調査時にみなし家賃を設定され、源泉税の追徴課税が発生する可能性があります。

◇固定資産

固定資産除却のほか、不良在庫の除却についても、処分を行う前に当局に説明を行い、必要に応じて処分への立ち合いを求めておくことで、後の税務調査における指摘の余地を減らしておくことができます。不良在庫の売却が可能な場合は、インボイスを発行し、国内売上と同様の処理を行うなど、保守的な対応をしておくのがより安全と言えます。

◇借入

カンボジアでは国内で資金調達を行うと高金利であるため、事業資金目的では海外親会社からの親子ローンを利用することが一般的です。カンボジアでは税法上、設定金利の上限が規定されており、直近の 16 年発表値(15 年分としての発表ですが、実務上 16 年にも適用)は 10.28%とされています。下限については、出資者から出資先への融資の場合に限り 0%等の低金利の適用が可能ですが、それ以外の貸主からは市場金利以上の金利設定が求められています。カンボジア進出にあたり、出資手続きが比較的簡便なことから企業経営者個人が出資してカンボジア法人を設立する事例も多いの

ですが、その後、日本法人から資金を低金利で貸し付けようとして、この規定に阻まれる事例が時折みられます。

また、以前より、融資実行から 30 日以内に管轄当局へ届出を行うよう定められていましたが、数年前までは遵守している企業はわずかでした。しかし最近では届出を怠ったために借入と認められず、海外企業からの売上とみなされ、月次で法人税(1%)課税対象とされてしまう事例があったことなどから、多くの企業が届出を行うようになっていきます。

◇投資優遇

カンボジアの投資優遇措置の適用を受けるには、適格投資プロジェクト(QIP)としての認可を受ける必要があります。これにより、最大9年間の法人税の免除、輸入関税の免除などの優遇が受けられます。製造業では、原材料を購入し、製品を輸出する業態が主な優遇対象となります。

しかし、QIP 取得企業が実際には受託加工を行っている事例が多くあり、税務調査で指摘される事例が出ています。これは、税関申告書通りに売上および仕入が発生すべきところ、実際に受領する加工賃の純額のみが売上計上されることを問題視するものです。QIP の認定機関である CDC は現状では黙認状態ですが、税務調査において、税関申告書との差異を指摘され、差額分は免税対象外の国内販売をしたとみなされ課税されたり、事前登録した原価率を適用されて利益幅が大きく算出され過少申告を指摘されたりという事例が出始めています。当局と業界団体が受託加工売上の計上を認めることで合意したとの情報もありますが、本来このような事態を避けるためには、まずは契約内容

の見直しが必要と思われます。

5. おわりに

以上のように、カンボジアの税務調査対策としては特段変わったことをする必要はありません。傾向としては、赤字であっても売上の1%は納税する制度のため、税務調査では常に売上隠しを疑われることや、給与税・源泉税の対象となるような費目は適正な金額の支出を求められることが特徴です。それらを念頭に置いた上で、必要に応じて専門家のサービスを活用し、また社内資料・証憑の形式面も含めた整備や保管についても気を配っていただければと思います。



本庄谷 由紀
(ほんじょうや ゆき)

I-GLOCAL CO., LTD.
コンサルタント



北海道大学法学部卒。ベンチャーキャピタルにて経理部門等を経験した後、2012年 I-GLOCAL 入社、ホーチミン事務所を経て 15 年よりカンボジア事務所に勤務。カンボジアに進出する日系企業の設立、会計税務、労務等の支援を行っている。



【Taiwan】

台湾の法定休日

佐藤 広一郎 SCS Global Consulting (Taiwan)

1. はじめに

台湾では先ごろ改正された労働基準法の影響により、法定休日が削除されるか、それとも現状のまま残存するのかが話題になっています。法定休日が残存した場合、労働時間の確保が厳しくなり、会社側にも大きな影響が出ると考えられます。そこで今回は「7日間の法定休日」の動向について取り上げます。

2. 現状の法律規定とこれまでの動向

台湾では「労働基準法施行細則 23 条」において、休みとすべき法定休日が定められています。これまで台湾では、週に1日以上以上の休日が求められていましたが、昨年 12 月の労働基準法の改正により完全週休2日制が導入されました。

この改正の影響で、労働時間の確保のために7日間の祝日が法定休日から削除されました(図表1)。

【図表1】法定休日から削除された7日:

- 1 月 2 日(開国記念日翌日)
- 3 月 29 日(革命烈士記念日)
- 9 月 28 日(孔子生誕記念日)
- 10 月 25 日(台湾光復節)
- 10 月 31 日(蒋介石元大統領誕生日)
- 11 月 12 日(孫文誕生日)
- 12 月 25 日(憲法記念日)

しかし、3月に上記の労基法改正が立法院(日本の国会に相当)によって否決されたことで、改正をした労働部は2カ月以内の改正案の訂正、または廃止を求められました。しかし、労働部は期限を過ぎても立法院の要請に応じなかったため、当該改正は6月に失効となり、削除された7日間の法定休日が復活することになりました。

ただし、現在、新たに完全週休2日制を取り入れ、上記の7日間の法定休日としない「一例一休」¹という制度を取り入れた改正案が話し合われており、7日間の法定休日の復活は一時的なものと言えます(次頁図表2)。

3. 最近の動向と注意点

「一例一休」が可決されるまでの経過措置として、今年に関しては上記7日間の祝日を法定休日とすることが政府の発表により決定されています。(発表時点で1月2日、3月29日は既に過ぎていたため、9月28日以降の5日間を法定休日とすることが決まっています。)

これらの発表はそれぞれの法定休日となる日の約1カ月前に発表されており、急に休日が増えてしまったことで、多くの会社が労働時間の確保等の対応に追われています。

¹ 「一例一休」とは、週に1日の「例日」と1日の「休日」を設定するものです。「例日」は完全な休日として休日出勤が禁止される一方、「休日」は休日出勤が認められます。(ただし休日出勤手当を与える必要があります。)

【図表2】労働基準法改正に伴う法定休日の動向

2015 年	12 月	労働基準法改正 完全週休二日制になった影響で労働時間確保のため、法定休日を 7 日間削除
2016 年	3 月	立法院により改正案が否決される 労働部は 2 カ月以内の改正案の訂正、または廃止を求められる
	6 月	改正案の訂正、廃止の対応がなかったため、改正案は失効 実質的に削除された 7 日間の法定休日が復活
	9 月初旬	現状の法律(改正前の法律)に則り、9 月 28 日を法定休日にすることを発表
	10 月初旬	上記と同様に 10 月 25 日、10 月 31 日を法定休日とすることを発表
	10 月下旬	今年の残りの祝日(11 月 12 日、12 月 25 日)を法定休日とすることを発表。 なお、11 月 12 日、12 月 25 日は土日のため、振替休日の設定が必要となる。
	現在	「一例一休」の制度を取り入れた改正案を協議中

なお、11 月 12 日、12 月 25 日は土日となっているため、振替休日を設定する必要があります。振替休日の日には労使の合意で決定してよいとされており、政府が振替休日を設定しているわけではなく、会社が自由に設定できます。

また、台湾では労働基準法の改正以前より完全週休2日制を導入している企業が多く、改正により削除された7日間の法定休日は他の休日に振り替えられ、もともと休日としていない企業が多かったのが現状です。

ただし、現在発表されている、復活した5日間の法定休日に関しては、もともと週休2日制を導入し、昨年まで休日としていなかった企業でも、法定休日として扱わなければなりません。

また、やむを得ずこれらの日を出勤日とする場合は、休日出勤の対象となり、割り増し賃金を支給しなければなりませんので注意が必要です。

4. まとめ

現在も労働基準法の改正案は協議中で、今後も動向は不安定なままであると考えられます。

審議の進行によっては、今回のように法定休日が急に増えてしまう可能性が考えられ、台湾に進出している企業や駐在員に大きな影響を与える可能性が考えられます。そのため、今後も政府の動向に注意し、休日となった場合の取り扱いや、改正点の詳細等につきましては現地の専門家にご相談されることをお勧めいたします。



佐藤 広一郎
(さとう こういちろう)

公認会計士試験合格者
SCS global consulting
(Taiwan) Ltd



1991 年生まれ。大学在学中にアメリカ留学、台湾でのインターンを経て、海外志向を強める。大学卒業後は大手監査法人に就職し、主に法定監査に従事。その後、2016 年 2 月より SCS 台湾に入所。現在は日系企業を中心に、会計、税務、法務、労務と幅広い専門サービスの提供に当たっている。



【China】解説・中国ビジネス法務 第24回 「外商投資企業に対する届出管理 実施後の関連登記登録業務の 遂行に関する通知」の解説と 企業の留意点

鈴木 幹太 森・濱田松本法律事務所

『外資独資企業法』等の4部の法律の改正に関する決定¹(以下「改正決定」)が2016年10月1日より施行され、これにより「外資独資企業法」、「中外合弁企業法」および「中外合作経営企業法」(以下「外資三法」)が改正され、外商投資企業の設立および変更に関して、参入特別管理措置の対象となる場合を除き、事前審査認可制度から事後届出制度へ変更された(以下「本改正」)²。また、本改正後、同月8日に、商務部より「外商投資企業設立および変更届管理暫定規則」³(以下「外商投資届出規則」)および「国が定める参入特別管理措置に関わらない外商投資企業の設立および変更の審査認可制度から届出管理への変更に関する公告」⁴(以下「本公告」)が施行され、外商投資届出制度の実施規則および参入特別管理措置が規定された。参入特別管理措置に該当する場合については、従前と同じく、商務主管部門による事前の審査認可が要求されることとなる。

一方、本改正後、商務主管部門における手続(オンライン届出または審査認可)以外に、工商行

政管理部門(以下「登記機関」)において登記登録手続を行うことが従来どおり必要である。「外商投資企業に対する届出管理実施後の関連登記登録業務の遂行に関する通知」⁵(以下「本通知」)は、本改正後の登記機関における登記登録業務について、国家工商行政管理総局が下級の登記機関である工商行政管理局、市場監督管理部門宛に関連事項を通知したものである。

以下、参入特別管理措置および本通知の主要な内容について紹介する。

一 参入特別管理措置

1. 現行の外商投資産業指導目録を使用

参入特別管理措置については、中国全土に適用される新たな外資ネガティブリストが公布されることも予想されたが、本公告は従前の「外商投資産業指導目録(2015年改正)」(以下「2015年指導目録」)を使用すると規定した。すなわち、参入特別管理措置の範囲は、2015年指導目録の「制限類」、「禁止類」、および「奨励類」において持分または高級管理職に関する要求のあるものとされ、①「禁止類」に

¹ 主席令第51号、2016年9月3日公布

² 本改正の解説については概要のみ触れることとし、詳細は別稿に譲ることとする。

³ 商務部令2016年3号

⁴ 国家発展改革委員会、商務部公告2016年第22号

⁵ 工商企注字2016年189号、国家工商行政管理総局2016年9月30日公布、同日施行

については、外資の参入を禁止し、②「制限類」および「奨励類において持分または高級管理職に関する要求のあるもの」については、外商投資企業の設立および変更の際に従来同様の審査認可が必要である。ただし商務部のウェブサイトによれば、国家発展改革委員会とともに「外商投資産業指導目録」の改定作業を行うとのことであり、引き続き今後の動向を注視する必要がある⁶。

2. 4つの自由貿易試験区におけるネガティブリストは現状維持

外商投資届出規則による全国的な届出管理制度の施行に伴い、4つの自由貿易試験区(天津、広東、福建、上海)に適用されてきた「自由貿易試験区外商投資届出管理規則(試行)」は廃止されることとなり、今後は自由貿易試験区内における外商投資届出管理も外商投資届出規則に基づいて行われることになる。もっとも、自由貿易試験区で従来適用されてきた「自由貿易試験区外商投資参入

特別管理措置(ネガティブリスト)」⁷(以下「試験区ネガティブリスト」)も廃止されるか否かについては、外商投資届出規則および本公告のいずれにおいても言及されていないため、引き続き効力を有していると考えられる。この点について、中国(上海)自由貿易試験区の担当者に問い合わせたところ、自由貿易試験区内は引き続き従来の試験区ネガティブリストを使用するとの回答を受けた。今後、上記のとおり「外商投資産業指導目録」の改定作業が行われる予定であるが、その際にネガティブリストが一文化される可能性もある。なお、参考までに、2015年指導目録と試験区ネガティブリストとの主な相違点は表1のとおりである。

二 本通知

1. 登記手続

本通知では、本改正後、外国投資者が参入特別管理措置に該当する産業以外の産業に投資する場合、商務主管部門が発行した届出証明は企業が工商登記を行う前提条件としないと明記し、登記機関は、外商投資企業の設立、変更登記の申請を直接受理することとされている⁸。

一方、参入特別管理措置に関わる場合、従来通り、登記機関に対して、商務主管部門が交付する認可証書を提出する必要がある⁹。

【表1】指導目録と試験区ネガティブリストとの相違点

項目(概要)	2015年指導目録	試験区ネガティブリスト
中国の管轄海域及び内陸水域における水産物の漁獲	禁止類 3 項	制限類 5 項
特殊、稀少な炭類の探査、採掘(中国側の持分支配)	制限類 2 項	なし
大豆油、菜種油、ピーナッツ油等の食用油脂加工(中国側の持分支配)、白米、小麦粉、粗糖の加工、とうもろこしの付加価値加工	制限類 6 項	なし
ガソリンスタンドの設立、運営	制限類 23 項	なし
ゴルフ場、別荘の建設	禁止類 33 項	なし
自然保護区及び国際重要湿地の建設、運営	禁止類 22 項	なし

⁶ 国家发展改革委、商务部发布公告推进外商投资企业设立备案管理改革

⁷ 国発弁 2015 年 23 号

⁸ 本通知 一の(三)。ただし、上海市のある登記機関に電話ヒアリングを行ったところ、「法令上商務部門の届出証明は不要と規定しているものの、工商登記の際は届出証明の提出をお勧めする」との回答を受けた。工商部門には、自ら「参入特別管理措置に該当するか否か」を判断することを避けたいとの考慮があると推測される。今後の実務動向に留意する必要がある。

⁹ 本通知 二の(三)

【表2】外商投資企業の設立・変更・抹消にかかる手続および登記機関

	参入特別管理措置に関わらない場合	参入特別管理措置に関わる場合
今後設立される外商投資企業の場合 (設立、変更、抹消)	➤ 商務主管部門に対するオンライン届出* ➤ 外商投資企業所在地の登記機関の内、最も下級レベルの機関に対して<u>直接登記登録申請を行う</u>。	➤ <u>まず、商務主管部門による審査認可を受け、認可証書を取得</u> ➤ 認可証書取得後、資本金、参入業種等に基づき、登記登録を行う権限を有する登記機関に対して<u>登記登録申請を行う</u>。
設立済みの外商投資企業の場合 (変更、抹消)	➤ 商務主管部門に対するオンライン届出 ➤ 下記のいずれかから登記機関を選択し、<u>直接登記登録申請を行う</u>。 ➤ ①もとの登記機関 ②所在地の登記機関の内、最も下級レベルのもの	➤ <u>まず、商務主管部門による審査認可を受け、認可証書を取得</u> ➤ 認可証書取得後、下記のいずれかから登記機関を選択し、それに対して<u>登記登録申請を行う</u>。 ①もとの登記機関 ②もとの審査認可機関と同級の登記機関 (存在しない場合、その一級上の外資被授權局)

*商務主管部門に対する届出と、登記機関に対する登記登録手続を、同時に行うことが理論上は可能と考えられる。

なお、16年10月1日以前に、すでに商務主管部門の認可証書を取得しているが、登記機関において登記登録の手続を申請していない場合は、登記機関は、従来通り、外資三法および「台湾同胞投資法」の規定に従い登記登録を行う(すなわち、従来通り、登記機関に対して、商務主管部門が交付する認可証書を提出する必要がある)¹⁰。

2. 外商投資企業の設立・変更・抹消があった場合の手続、および登記機関における登記管轄

本改正後、外商投資企業の設立・変更・抹消があった場合の手続、および登記機関における登記登録の具体的な登記機関は表2のとおり区分された¹¹。

3. 参入特別管理措置について

本通知第二条の(三)では、「国务院が『参入特別管理措置』を公布し、または認可公布する前に、

登記機関は、従来どおり、旧『外資三法』および『台湾同胞投資法』の規定に従い、登記登録を行う」と定めているが、本公告により、外商投資参入特別管理措置の範囲は、「外商投資産業指導目録(2015年改正)」の「制限類」、「禁止類」、および「奨励類」において持分に対する要求のあるもの、および高級管理職に対する要求のあるもの」に決定されたため、本通知も当該特別管理措置の範囲に従い、執行されることになる。

4. 情報化手段の活用

本通知において、登記機関に対し、改正決定および参入特別管理措置を外部ネットワークの登記プラットフォームのエントリーページに掲載し、企業が経営範囲を自ら選択し、法により登記申請資料を提出するよう指導することとされている¹²。

¹⁰ 本通知 二の(三)

¹¹ 登記機関における登記管轄について、本通知二の(一)

¹² 本通知 三の(二)

5. 部門間情報共有

関連部門との情報共有メカニズムを整備し、国の企業信用情報公示システムまたは企業情報共有プラットフォームを利用し、遅滞なく外商投資企業の登記登録情報を発表し、他の行政管理部門による検索確認、後続の監督管理業務の遂行に供することとされている¹³。

三 企業の留意事項

参入特別管理措置および本通知に関して、企業が留意すべき事項は以下のとおりである。

まず、今後、中国において、外商投資企業を設立し、または所定の変更事項が発生する場合には、参入特別管理措置に該当するか否かを確認する必要がある。参入特別管理措置に該当する場合は、引き続き、商務主管部門における審査認可が必要となる。参入特別管理措置に該当しない場合は、商務主管部門における審査認可は不要となり、オンライン届出申請を行うこととなる。

一方、外国投資者による内資企業の買収および外国投資者による上場会社への戦略投資の取り扱いについて、本公告は、「外資が買収を通じて企業を設立および変更する場合、現行の関連規定に従う」と規定した。当該内容に対する商務部の解説によれば、外国投資者による国内企業の買収および外国投資者による上場会社への戦略投資については、従来の審査認可が維持されることになる。

また、商務主管部門に対する手続(オンライン届出または審査認可)とは別に、工商行政管理部門(登記機関)における登記登録の手続が必要となり、工

商行政管理部門のどのレベルの機関に対して登記登録するかについては、本通知に記載があるが(上記二 2 参照)、実際に登記登録を行う際には、関連する工商行政管理部門に確認する必要がある。

さらに、本改正に伴い、特に参入特別管理措置に該当しない場合には、従前使われてきた外商投資企業の合併契約、定款等の関連条項を本改正に沿って調整または修正する必要があるケースが多いと考えられる。どのタイミングで調整または修正すべきかは、従前の合併契約、定款の内容、対象企業の状況、出資者の状況等によって、ケースバイケースの判断となるが、遅くとも本改正後、外商投資企業を設立する場合には、必要に応じて本改正を踏まえて作成された合併契約、定款を準備し、設立済みの外商投資企業に変更事由が生じる場合には、必要に応じて本改正を踏まえて修正をした合併契約、定款を準備することが必要と考えられる。

最後に、本改正および本通知に関する実際の運用については、現段階で必ずしも明確ではなく、今後の関連規定の制定および実務動向に留意する必要がある。



森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

鈴木 幹太
(すずき かんた)

森・濱田松本法律事務所
弁護士(日本)

2000 年三井金属鉱業株式会社入社、早稲田大学法科大学院を経て 2008 年弁護士登録。以来、主として中国・台湾に関連する M&A、独禁、投資、撤退、労務、IT、知財等の案件に取り組んでいる。2016 年秋ころより森・濱田松本法律事務所北京オフィスに赴任予定。

¹³ 本通知 三の(三)



【アジア経済情報】

ベトナム

年後半は緩やかに持ち直し、17 年も小幅加速

中村 拓真 みずほ総合研究所

2016 年2Q の成長率は小幅な加速

16 年2Q(4～6月期)の実質GDP成長率は前年比+5.6%と、前期(同+5.5%)から小幅な加速にとどまった(図表1)。個人消費と輸出が弱含み、政府が16年の目標とする+6.7%を大きく下回る状況が続いた。

個人消費については、上期の実質小売売上高は前年比+7.5%と、1Q(同+7.9%)に続き前期から減速した(図表2)。干ばつや塩害などを背景に農業生産が低迷しており、雇用の多くを占める農家の所得環境が悪化していることで、消費が下押しされている模様である。上期の実質農業生産は前年比▲0.7%と、依然として前年比マイナスが続いている。

輸出が減速したことも景気の下押し要因となった。2Q の輸出額は前年比+5.2%と、1Q の同+6.0%

から減速した。実質ベース(みずほ総合研究所による試算)でみても、前年比+8.3%と前期の同+11.4%から減速している。米などの農産物や携帯電話の輸出が減少しており、干ばつや世界経済の減速が輸出の下押し要因となったとみられる。

投資は民間を中心に堅調な伸びを維持

一方、投資は堅調を保っている。上期の対内直接投資実行額は前年比+15.1%と、1Qの同+14.8%から小幅に加速した(次頁図表3)。また上期の実質建設投資額は同+8.7%と、国家部門が減速したことで前期(同+10.1%)からは鈍化したものの、高い伸びを維持している。

直近の指標では、8月の消費者物価指数(CPI)が前年比+2.6%と、4カ月連続で+2%台となった。政府の目標である+5%以下の水準は維持しているものの、年初から緩やかな加速基調で推

図表1 実質GDP成長率・貿易

(単位: 前年比、%・億米ドル)

	2015				2016	
	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6
実質GDP成長率	6.1	6.5	6.9	7.0	5.5	5.6
通関輸出(億米ドル)	363.9	413.0	424.6	418.7	385.8	434.5
前年比	9.4	9.4	9.1	4.3	6.0	5.2
通関輸入(億米ドル)	390.0	421.2	426.7	417.8	373.8	433.6
前年比	19.7	13.4	11.7	3.4	▲4.1	3.0
通関貿易収支(億米ドル)	▲26.1	▲8.2	▲2.1	0.9	12.0	0.8
	1～3	1～6	1～9	1～12	1～3	1～6
実質GDP成長率	6.0	6.3	6.5	6.7	5.5	5.5
農林水産業	2.1	2.4	2.1	2.4	▲1.2	▲0.2
鉱工業	9.0	9.5	9.7	9.4	6.2	6.8
建設業	4.4	6.6	9.0	10.8	9.9	8.8
サービス業	5.8	5.9	6.2	6.3	6.1	6.4

(左表注)統計上の制約から原則として速報値を掲載したため、前年比の符号と実額が整合しない場合や、上表のデータと巻末データが一致しない場合がある。以降の図表も同様。実質GDPは、四半期ごとの系列は改定値となっており、速報値である累計の系列と1～3月期が一致しないことがある。貿易統計はCEIC Dataに収録されたベトナム統計総局のデータを用いた。

(資料)CEIC Data、ベトナム統計総局より、みずほ総合研究所作成

図表2 小売売上・生産・失業率

(単位: 前年比、%)

	2015				2016	
	1～3	1～6	1～9	1～12	1～3	1～6
名目小売売上高	10.0	9.8	9.8	9.5	9.1	9.5
商業	10.0	10.6	10.6	10.6	9.2	9.8
ホテル・レストラン	8.8	5.9	6.5	5.2	8.5	7.4
旅行業	▲12.8	▲6.1	0.5	9.5	8.8	9.6
サービス業	13.3	9.7	9.0	7.0	8.9	9.2
実質小売売上高	9.2	8.3	8.3	8.4	7.9	7.5
鉱工業生産	9.1	9.6	10.1	9.8	6.3	7.5
実質農林水産業生産	2.3	2.4	2.1	2.4	▲1.3	▲0.1
農業	1.8	1.9	1.8	2.0	▲2.5	▲0.7
林業	6.3	8.1	7.8	7.7	6.3	5.8
水産業	3.6	3.3	2.2	2.8	2.3	1.3
都市部失業率	3.2	3.4	3.4	3.3	3.0	3.0

移している(図表4)。3月に行われた医療費負担の引き上げや、干ばつ・塩害による農産物生産の減少による食料品価格の上昇が物価の押し上げ要因となっている模様である。

16 年後半は緩やかに持ち直し、17 年は小幅加速

16 年後半の景気は、緩やかに持ち直すともていいる。対内直接投資の認可額は高水準が続いており、こうした投資が実行に移ることで、設備投資は堅調に推移するだろう。また、投資の進捗に伴う生産能力拡大は、輸出を下支えするとみられる。加えて、干ばつ・塩害の農業生産への影響も徐々に緩和し、個人消費も緩やかに拡大するだ

ろう。ただし、金融・財政政策による一層の景気押し上げ効果は限定的とみられ、政府の成長率目標の達成は困難だろう(注目点参照)。16 年の実質GDP成長率は+5.8%と予想される。

17 年の成長率は、小幅に加速するとみられる。堅調な直接投資や世界経済の緩やかな回復が、引き続き輸出の下支えとなるほか、農業生産減少の影響がはく落することで、個人消費も上向くだろう。もっとも、米国の緩やかな利上げによりドン安圧力が徐々に高まるとみられ、外貨準備の減少懸念から、金融緩和の拡大は見込みにくい。以上から、17 年の成長率は+6.0%と予測される。

図表3 投資・訪越旅行者数

(単位: 前年比、%)

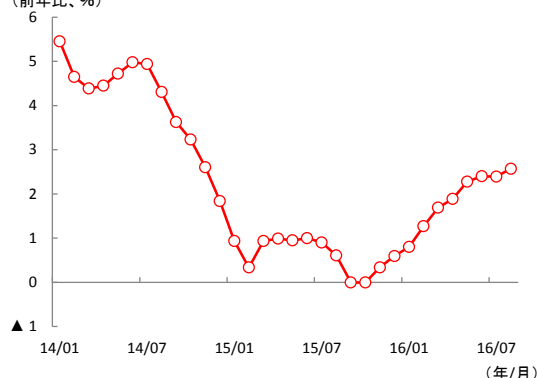
	2015				2016	
	1~3	1~6	1~9	1~12	1~3	1~6
対内直接投資認可額	▲ 44.9	▲ 19.8	53.4	10.0	119.1	105.4
新規投資	▲ 40.6	▲ 21.0	44.5	▲ 1.0	125.2	95.3
追加投資	▲ 51.8	▲ 17.0	72.6	43.5	107.0	129.0
対内直接投資実行額	7.0	9.6	8.4	16.0	14.8	15.1
実質建設投資	4.9	6.8	9.3	11.2	10.1	8.7
国家部門	▲ 6.4	▲ 0.9	3.7	6.4	11.0	1.8
非国家部門	3.9	6.5	10.1	12.1	11.4	10.7
直接投資部門	38.2	22.6	7.0	7.2	▲ 6.0	8.4
訪越旅行者数	▲ 13.7	▲ 11.3	▲ 5.8	▲ 0.2	28.3	21.3

(注) 対内直接投資認可額は速報ベース。

(資料) CEIC Data、ベトナム統計総局、ベトナム計画投資省、ベトナム国家観光局、各種報道より、みずほ総合研究所作成

図表4 消費者物価指数

(前年比、%)



(資料) ベトナム統計総局より、みずほ総合研究所作成

【 注目点: 金融緩和を強化も、成長率目標の達成は困難 】

ベトナム政府は 2016 年の成長率目標を前年比+6.7%としているが、年前半を終え、足元の成長率は政府目標を大きく下回っている。これを受け、政府はこのところ金融緩和姿勢を強めている。ベトナム国家銀行(中央銀行)は 4 月下旬、市中銀行に貸出金利を引き下げよう指導した。加えて、6 月からは、銀行各社に毎月のドン建て預金・貸出金利の状況を報告するよう要請しており、金利低下が波及するよう監督の強化も行っている。また、7 月初めには、フック首相が中銀に成長率を加速させるための方策を検討するよう指示している。今後、中銀による貸出金利の追加引き下げ指導などの措置がとられる可能性もあるだろう。

しかしながら、こうした政策の景気押し上げ効果は限定的とみられる。中銀は金利引き下げを指導する一方、市中銀行に不良債権の増加を抑制するよう厳しく指示しており、慎重な貸出姿勢が続くとみられるからだ。また、不動産市場の過熱懸念から、不動産投資向け融資の規制も強化されている。加えて、原油価格の低迷で税収は下振れており、公共投資の増加など大幅な財政出動も見込みにくい。こうした状況から判断すると、2016 年における政府の成長率目標の達成は困難だと言わざるを得ない。

Back Issues

2016 年 4 月発行 第 51 号

- ・中国国内販売にかかる決済方法とリスクヘッジ(前編)
- ・ASEAN 市場での販売拡大に取り組む日系企業
- ・India:インドビジネス最新情報 [19]2016 年度インド政府予算に伴う税制改正
- ・Vietnam:ベトナムにおける最新の外資商社・販売会社設立手続きと実務上の留意点
- ・Taiwan:台湾における統一發票の種類と発行時期
- ・Hong Kong: 香港における契約関係の新法令～契約(第三者の権利)条例～
- ・China:上海自由貿易試験区における法律事務所による集中登記
- ・China:中国における事業再編 ～解散・吸収合併の事例から～

2016 年 5 月発行 第 52 号

- ・中国国有企業改革の現状～改革は「民営化」なのか～
- ・中国国内販売にかかる決済方法とリスクヘッジ(後編)
- ・Philippines:フィリピンの外資規制
- ・Vietnam:ベトナムにおける付加価値税(VAT)の還付
- ・India:インドの税制 [58] 所得の計算および開示に関する基準(ICDS)
- ・Malaysia:マレーシア新会計基準 MPERS の導入とその特徴
- ・Singapore:シンガポール 2016 年度予算案
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [22] 建設プロジェクト環境影響事後評価管理規則(試行)の制定と企業の留意点
- ・Taiwan:台湾における会社設立のステップと留意事項

2016 年 6 月発行 第 53 号

- ・ベトナムへの関心を高める日本の製造業企業～2015 年度「アジアビジネスアンケート調査」から～
- ・成熟フェーズにおける為替リスクマネジメント
- ・India:インドビジネス最新情報 [20]インドにおける対外商業借入(ECB)規制に関する改正
- ・Vietnam:ベトナム現地法人設立にあたっての事務上の検討事項
- ・Indonesia:インドネシアにおけるネガティブリストの改正
- ・Hong Kong:香港の統括会社の最新動向とコーポレート・トレジャリー・センターに対する税制優遇案の概要
- ・China:企業の繰り上げ解散による労働契約終了時の経済補償金
- ・China:「《中華人民共和國物権法》の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈(一)」の解説

2016 年 7/8 月発行 第 54 号

- ・2016 年上期為替市場の回顧と下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・香港における商標登録
- ・India:インドの税制 [59]新会社法のもとでの現地法人の設立手続き
- ・Malaysia:知っておきたいマレーシアの法人税申告のポイント

- ・Vietnam:初めてベトナムへ駐在する場合の個人所得税申告の実務における留意点
- ・Vietnam:ベトナム民法の改正～表見法理の新設～
- ・Philippines:フィリピンの投資環境
- ・China:私募投資ファンド募集行為管理弁法の解説
- ・China:営業税から増値税への改革～生活サービス業への影響～

2016 年 9 月発行 第 55 号

- ・フィンテックの特色と問題点ならびにアジアにおける可能性～ビットコインを支えるブロックチェーンに関する考察～
- ・香港における事業再編～「新会社条例」による最新合併事情
- ・2025 年の製造強国入りを目指す中国の新製造業振興策
- ・Thailand:タイにおける固定資産の管理と税務処理
- ・Vietnam:ベトナム現地法人設立直後の労務・税務上の検討事項
- ・India:インドビジネス最新情報 [21] 日印社会保障協定の発効
- ・Singapore / Hong Kong:退職後の競業禁止義務から学ぶ英国法系国のポリシー
- ・China:中国における事業撤退の要点～自主清算の事例から～
- ・China:解説・中国ビジネス法務 [23] 2016 年食品安全重点活動計画および企業の留意点

2016 年 10 月発行 第 56 号

- ・台湾新政権下における中台関係と経済の行方(前編)～ヒマワリ運動から蔡新政権成立まで～
- ・中国の AEO 制度とその活用
- ・インドの税制 [60]インドにおける LLP 制度
- ・マレーシア新会社法の概要
- ・ベトナム刑法および刑事訴訟の改正動向
- ・ベトナムにおける持分譲渡にかかる資本譲渡税
- ・金融口座に関する自動的情報交換(AEOI)制度の導入
- ・法定発効要件の欠如による無効契約～4つの事例から～

2016 年 11 月発行 第 57 号

- ・サプライサイド構造改革のめざす先 ～「13 次5カ年」期の中国産業政策～
- ・台湾新政権下における中台関係と経済の行方(後編)～蔡新政権の経済政策を展望する～
- ・新税制導入後の中国における越境 EC の動向
- ・Philippines:フィリピンの会社清算
- ・Vietnam:ベトナムの PE 課税の現状と将来への対策
- ・India:インドビジネス最新情報 [22] 企業の社会的責任(CSR)に関する開示事例の検討
- ・Taiwan:台湾の留保金課税のケース・スタディーによる解説
- ・China:企業移転における主な留意点～企業の不動産資産の法的保護を中心に～
- ・China:企業間での貸付行為の効力問題
- ・アジア経済情報:インド

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課
TEL (852) 2102-5486

国際戦略情報部（日本）
TEL (03) 6838-1291

産業調査部アジア室（在シンガポール）
TEL (65) 6805-3660



免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。